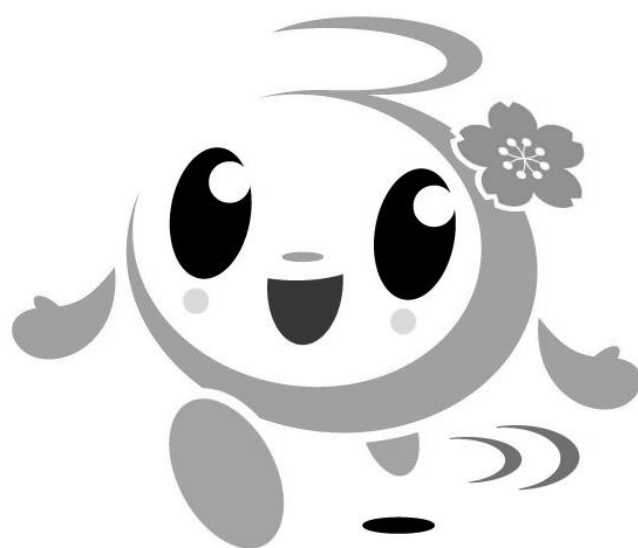


いきいきふっつ障害者プラン  
第4期障害福祉計画  
(平成27年度～平成29年度)  
平成29年2月修正



平成27年3月

富津市



## ごあいさつ

本市では、平成21年3月に「障がいがあってもその人らしく、ともにいきいきと暮らせるまち」を基本理念に掲げた「いきいきふっつ障害者プラン第2次基本計画」を策定してから6年が経過いたしました。

この間、基本理念の達成に向けて第3期障害福祉計画により、必要なサービス量の確保とサービス見込み量の数値目標を定めて各種事業を実施してまいりました。

本計画は、第3期障害福祉計画が平成27年3月末をもって終了することから、これまでの実績や障がい者を対象としたアンケート調査を踏まえ、障がい福祉サービスの具体的な数値目標とその方策について検討し、地域における課題等に対応するために、平成27年度から平成29年度までの3か年を計画期間として、第4期障害福祉計画を策定いたしました。

障がい者を取巻く環境は、平成25年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」により大きく変化しております。

本計画の推進にあたりましては、社会情勢や障がい者及び家族等のニーズを的確に把握し、必要に応じた障がい福祉サービスの検討を行い施策全般の充実に取り組んでまいります。

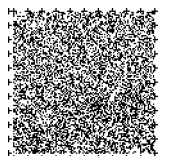
今後はこの計画を市の障がい者支援の指針として、地域で安心して暮らせるまちづくりを、市民の皆様と共に築いてまいりたいと考えております。

結びになりましたが、この計画策定にあたりまして貴重なご意見を頂きました多くの市民の皆様、貴重な審議を頂きました富津市障害者総合支援協議会委員の方々並びに関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成27年3月

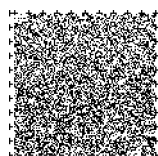


富津市長 佐久間 清 治

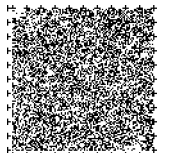


## 目 次

<b>第1章 計画策定の概要</b> . . . . .	<b>1</b>
1 計画策定の背景と趣旨 . . . . .	2
2 計画の位置付け . . . . .	4
3 計画の期間 . . . . .	5
4 計画策定の体制と方法 . . . . .	6
<b>第2章 障がい者を取り巻く状況</b> . . . . .	<b>7</b>
1 障がい者手帳等の所持者数 . . . . .	8
2 障がい者に対する実態調査から . . . . .	9
3 第4期障害福祉計画に向けた課題 . . . . .	34
<b>第3章 「障がい福祉サービス」の内容</b> . . . . .	<b>35</b>
1 障害者総合支援法が目指す方向 . . . . .	36
2 第4期計画策定における基本指針の主なポイント . . . . .	38
3 障がい福祉サービスの概要 . . . . .	39
4 障がい福祉サービスの給付実績と今後の見込み . . . . .	40
5 地域生活支援事業 . . . . .	56
<b>第4章 平成29年度の数値目標（成果目標）</b> . . . . .	<b>69</b>
<b>第5章 制度の円滑な運営のために</b> . . . . .	<b>73</b>
1 サービス提供の充実 . . . . .	74
2 総合的なサービス調整及び計画推進体制の確立 . . . . .	75
<b>資 料 編</b> . . . . .	<b>79</b>
資料1 計画策定の経過 . . . . .	80
資料2 計画策定組織 . . . . .	82



# 第 1 章 計画策定の概要



# 1 計画策定の背景と趣旨

---

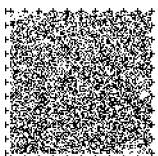
本市では、平成12年3月に「ふれあいふつつ障害者プラン」を策定し、これに基づき、障がい者が地域社会において自立して生活できるよう、すべての市民とともに支え合う社会を目指した障がい福祉施策に取り組んで来ました。また、平成18年度に施行された障害者自立支援法に基づき、平成21年3月には「いきいきふつつ障害者プラン」(第2期障害福祉計画を含む。)を策定し、『障がいがあってもその人らしく、ともにいきいきと暮らせるまち』を基本理念に、障がい福祉施策の推進と、障がい福祉サービス等の提供体制の構築に努めてまいりました。

しかし、障害者自立支援法は、制定当初から問題点が指摘されており激変緩和措置などを講じ、利用者負担の軽減や事業者の経営基盤の強化などを進めてきました。そのような中、日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域生活における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念とした「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」と言う。)が平成25年4月に施行されました。

その「障害者総合支援法」の施行に先立ち、平成23年10月には「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(整備法)」が施行され、本市でも「いきいきふつつ障害者プラン」の障害福祉計画部分を改定し、平成24年4月からは「いきいきふつつ障害者プラン第3期障害福祉計画」として障がい福祉サービス等の提供状況の評価と見直しを進めてまいりました。

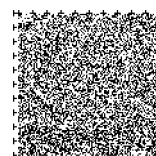
「障害者総合支援法」は、障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲の見直しや、サービス提供体制のさらなる計画的な整備により、障がいのある人に対する支援の拡充を図ることとされています。

これらの動向を踏まえ、本市では、現行計画の進捗状況を整理するとともに、将来の需要を的確に把握し、計画的な施策の推進とサービス提供体制の確保のために、新たに「いきいきふつつ障害者プラン第4期障害福祉計画」を策定しました。新たな計画では、平成29年度までの各年度の障がい福祉サービスや相談支援及び地域生活支援事業の種類ごとの必要な見込量、また、その確保のための方策等を明らかにするとともに、本市における今後の障がい福祉施策目標や具体的な取り組みを定めます。



～ 障がい者を取り巻く近年の主な法制度等の変革 ～

平成 15 年	<p>■「支援費制度」が開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービス提供の考え方が、それまでの「措置」から、サービス提供事業者と利用者の中で「契約」を結ぶことにより行われる制度へ移行する(身体障がい者、知的障がい者の一部)。</li> </ul>
平成 16 年	<p>■「障害者基本法」の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者への差別・権利利益侵害の禁止を明確にうたう。</li> </ul> <p>■「発達障害者支援法」が成立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障がい者への支援に付き定める。</li> </ul>
平成 17 年	<p>■「障害者自立支援法」が成立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の自立した生活を実現するため必要な障がい福祉サービス等の支援をうたい、「障害福祉計画」の策定について定める。</li> </ul>
平成 22 年	<p>■「障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が成立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者自立支援法の一部を改正</li> </ul>
平成 23 年	<p>■「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が成立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭、施設、勤務先で虐待を発見した人に通報を義務付け、自治体などが虐待を受けた障がい者の保護及び養護者に対する支援等を行うことなどを内容とする。</li> </ul> <p>■「障害者基本法」の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国連障害者権利条約の批准に向けた、障がい者の定義の見直し、地域社会における共生、差別の禁止などの内容</li> </ul>
平成 25 年	<p>■「障害者総合支援法」の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の定義に新たに難病等が加わる。</li> <li>・障害支援区分になったことにより、知的障がい者と精神障がい者の特性に応じた支援区分が反映されるようになる。</li> <li>・重度訪問介護の対象者に重度の知的障がい者と精神障がい者が加わる。</li> <li>・グループホームとケアホームの一元化(平成 26 年 4 月から)</li> </ul>
平成 26 年	<p>■「障がい福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件」(通称「基本指針」)の告示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 4 期障害福祉計画の策定に向け、PDCAサイクルの導入や、各種成果目標に関する事項に加え、障がい児支援体制の整備や、計画相談の連携強化、研修、虐待防止などを内容とする。</li> </ul>

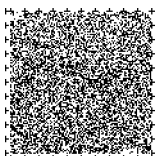
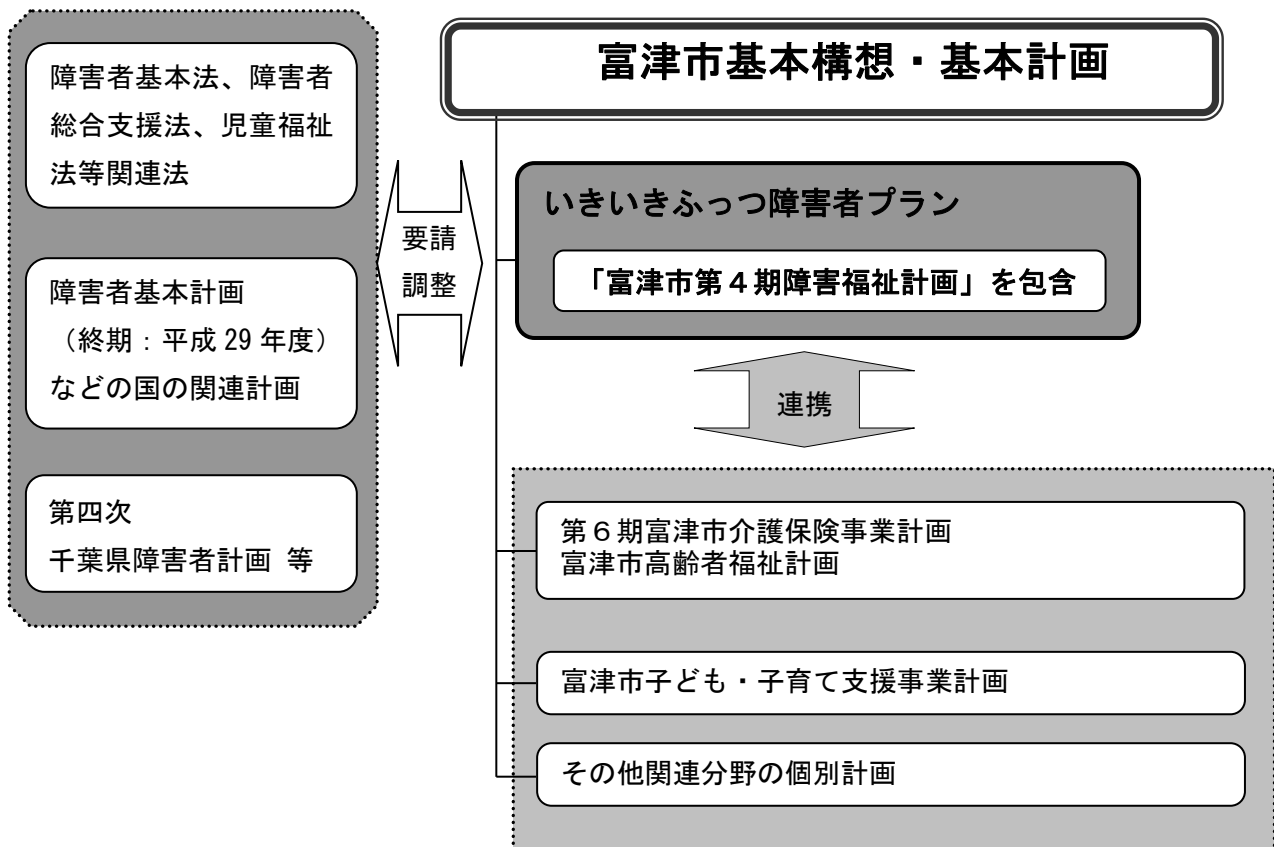


## 2 計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」として、本市における障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保について策定するもので、平成 21 年 3 月に策定した「いきいきふつつ障害者プラン」の実施計画として位置付けます。

同時に、国の「障害者基本計画」や千葉県「第四次千葉県障害者計画」の内容を十分に踏まえながら、「富津市基本構想・基本計画」の具体的な部門別計画として位置付け、「第 6 期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画」「富津市子ども・子育て支援事業計画」など関連計画との整合・調整を図りながら策定しています。

【図表 1 計画の位置付け】

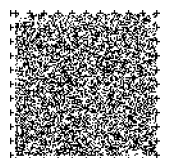
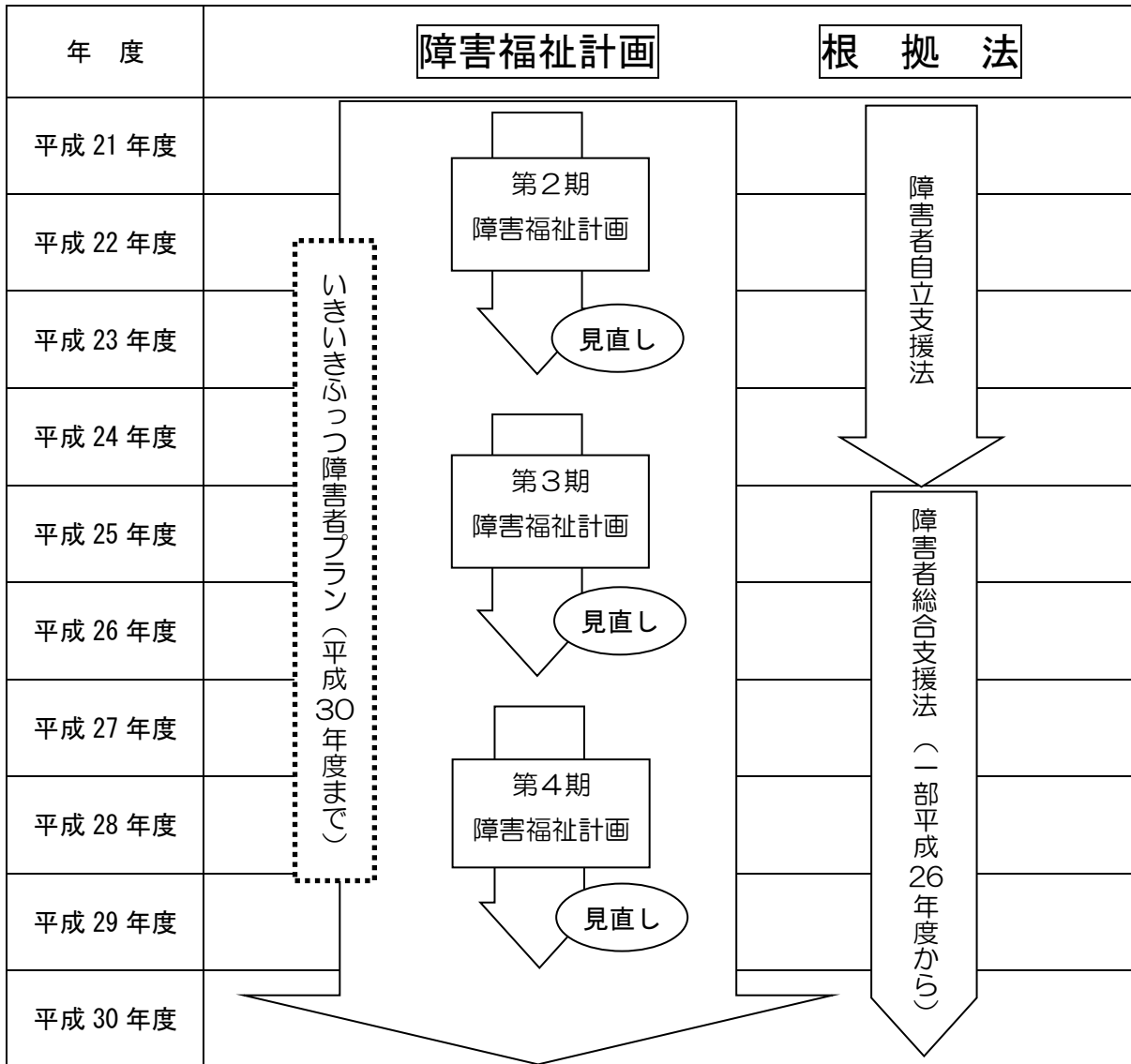




### 3 計画の期間

計画期間は、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画に係る国の「指針」に基づき、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

【図表 2 計画の期間】



## 4 計画策定の体制と方法

---

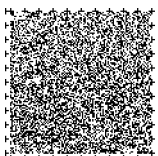
この計画の策定に当たっては、次のような組織体制のもとに検討を重ねるとともに、障がい者やその家族をはじめ、広く市民各層の意見反映に努めるため、以下のような市民参画の手法を取り入れました。

### (1) 検討組織

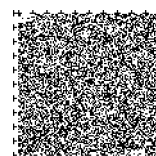
- ① 「第4期障害福祉計画策定委員会（富津市障害者総合支援協議会）」による検討  
障がい者団体関係者や保健医療・福祉等各分野の関係者、学識経験者などからなる「第4期障害福祉計画策定委員会（富津市障害者総合支援協議会）」において審議しました。
- ② 「いきいきふっつ障害者プラン検討委員会」（庁内）による検討  
庁内組織として、関係各部署で構成された「いきいきふっつ障害者プラン検討委員会」を設置し、施策の調整、計画案の検討を行いました。

### (2) 市民参画による検討手法

- ① 障がい者に対する実態調査の実施  
障がい福祉施策に対する意識やサービスの利用状況・意向等を把握するため、障がいのある市民を対象としてアンケート調査を実施しました。（詳しくは9ページから）
- ② パブリックコメント  
市民から意見を広く公募するため、計画の案がまとまった段階においてパブリックコメントを実施しました。



## 第2章 障がい者を取り巻く状況



# 1 障がい者手帳等の所持者数

平成 24 年度から 26 年度における、本市の障がい者手帳等の所持者数は次のとおりです。

【図表 3 障がい者手帳等の内訳】

手帳と内訳（人数：人）	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
身体障害者手帳所持者	1,929	2,019	1,972
視覚障害	133	137	124
聴覚・平衡機能	172	177	168
音声・言語・そしゃく	35	34	33
肢体不自由	1,010	1,078	1,062
心臓	316	314	305
呼吸器	19	22	22
じん臓	163	172	170
ぼうこう・直腸	73	76	78
小腸	1	1	2
免疫	3	3	4
肝臓	4	5	4
療育手帳所持者	380	391	406
精神保健福祉手帳所持者	220	223	214
自立支援医療（精神通院）受給者証所持者	588	649	605
難病（特定疾患医療）に関する受給者証所持者	351	377	397
合計	3,468	3,659	3,594

※値は各年 4 月 1 日時点での人数（難病(特定疾患医療)に関する受給者証所持者の平成 24・25 年度は事業年報から、平成 26 年度は平成 26 年 12 月末人数）

## ① 身体障害者手帳所持者数の推移

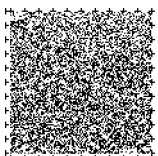
平成 24 年度に身体障がい者手帳を所持していた人は 1,929 人で、平成 25 年度には 2,019 人に増加したものの、平成 26 年度には 1,972 人へと微減しています。また、平成 26 年度の身体障がい者の障がい別状況の内訳をみると、肢体不自由による手帳の所持者が 1,062 人と、全体でもっとも多くなっています。

## ② 療育手帳所持者数の推移

平成 24 年度に療育手帳を所持していた人は 380 人で、平成 26 年度には 406 人と増加の傾向が見られます。

## ③ 精神保健福祉手帳所持者数・自立支援医療（精神通院）受給者証所持者の推移

平成 24 年度に精神保健福祉手帳を所持していた人は 220 人で、平成 26 年度には 214 人と横ばいの状況となっていますが、近年、精神障がいに対する理解が進んでいることから、今後は増加していくことが予想されます。また、自立支援医療受給者証についても平成 24 年度と比較して平成 26 年度の所持者数は横ばいの状況ですが、こちらも今後増加することが予想されます。



## 2 障がい者に対する実態調査から

障がい福祉施策に対する意識やサービスの利用状況・意向等を把握するため、障がいのある方を対象としてアンケート調査を実施しました。

### ■ 障がい福祉に関するアンケート調査の実施概要

#### (1) 調査対象者

- ・身体障害者手帳所持者 ..... 650人
- ・療育手帳所持者 ..... 300人
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者
- ・自立支援医療受給者証（精神通院）所持者 } ... 400人
- ・難病（特定疾患医療）に関する受給者証所持者..... 150人

#### (2) 調査方法

郵送による配付・回収

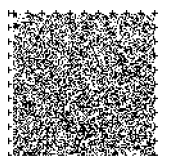
#### (3) 調査期間

平成26年7月30日～9月5日

#### (4) 回収結果

区分	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者等	難病	計
対象者数（人）	650	300	400	150	1,500
回答者数（人）	350	168	185	71	774
回答率（％）	53.8	56.0	46.3	47.3	51.6

※以下、アンケート結果から主なものを抜粋します。なお、アンケート結果の全体は市ホームページでご覧いただけます。



# ① 手帳の所持状況等と身体障がいの様子

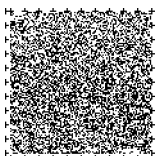
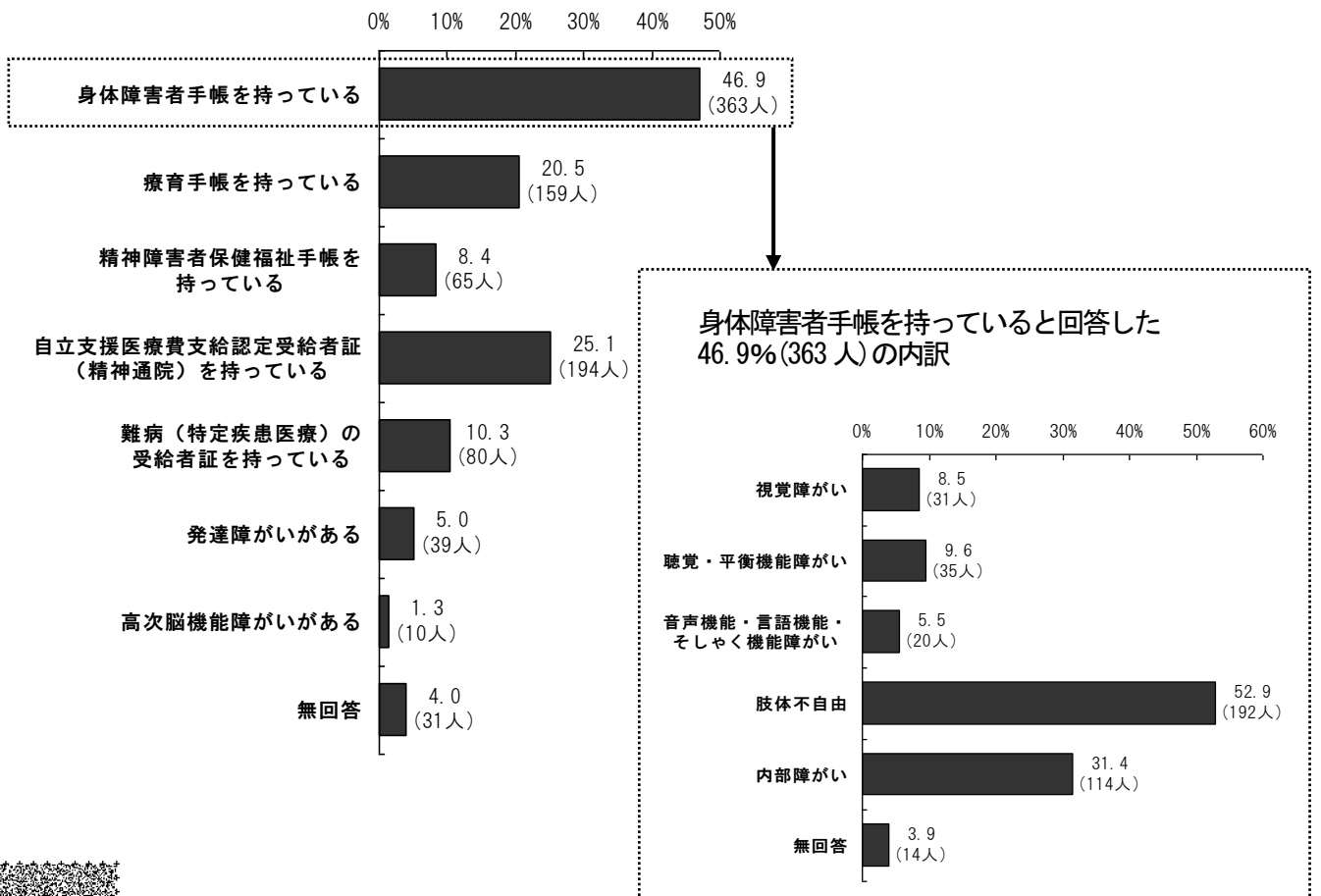
問5 以下の中で、あなたにあてはまるものすべてに○をつけてください。

〈問5で「1」を回答した方におたずねします。〉

問5-1 どのような障がいがありますか。(あてはまるものすべてに○)

- 手帳の所持については、「身体障害者手帳を持っている」方が 46.9%、「療育手帳を持っている」方が 20.5%、「精神障害者保健福祉手帳を持っている」方は 8.4%、「自立支援医療（精神通院）受給者証を持っている」方は 25.1%、「難病（特定疾患医療）の受給者証を持っている」が 10.3%、「発達障がいがある」が 5.0%、「高次脳機能障がいがある」が 1.3%となっています。
- 身体障害者手帳をお持ちの方に障がいの内訳をたずねたところ、「肢体不自由」(52.9%) が半数を越えてもっとも多くなっています。

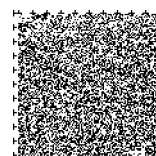
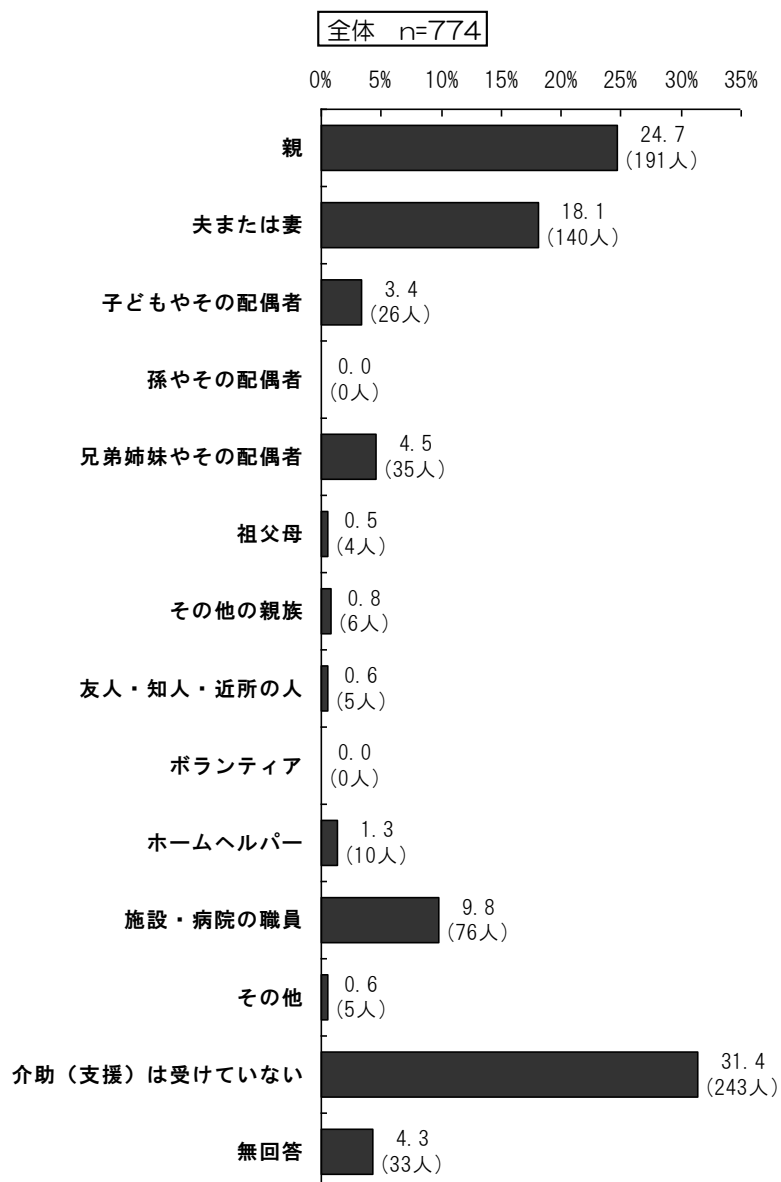
全体 n=774



## ② 主な介助者について

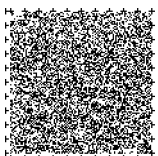
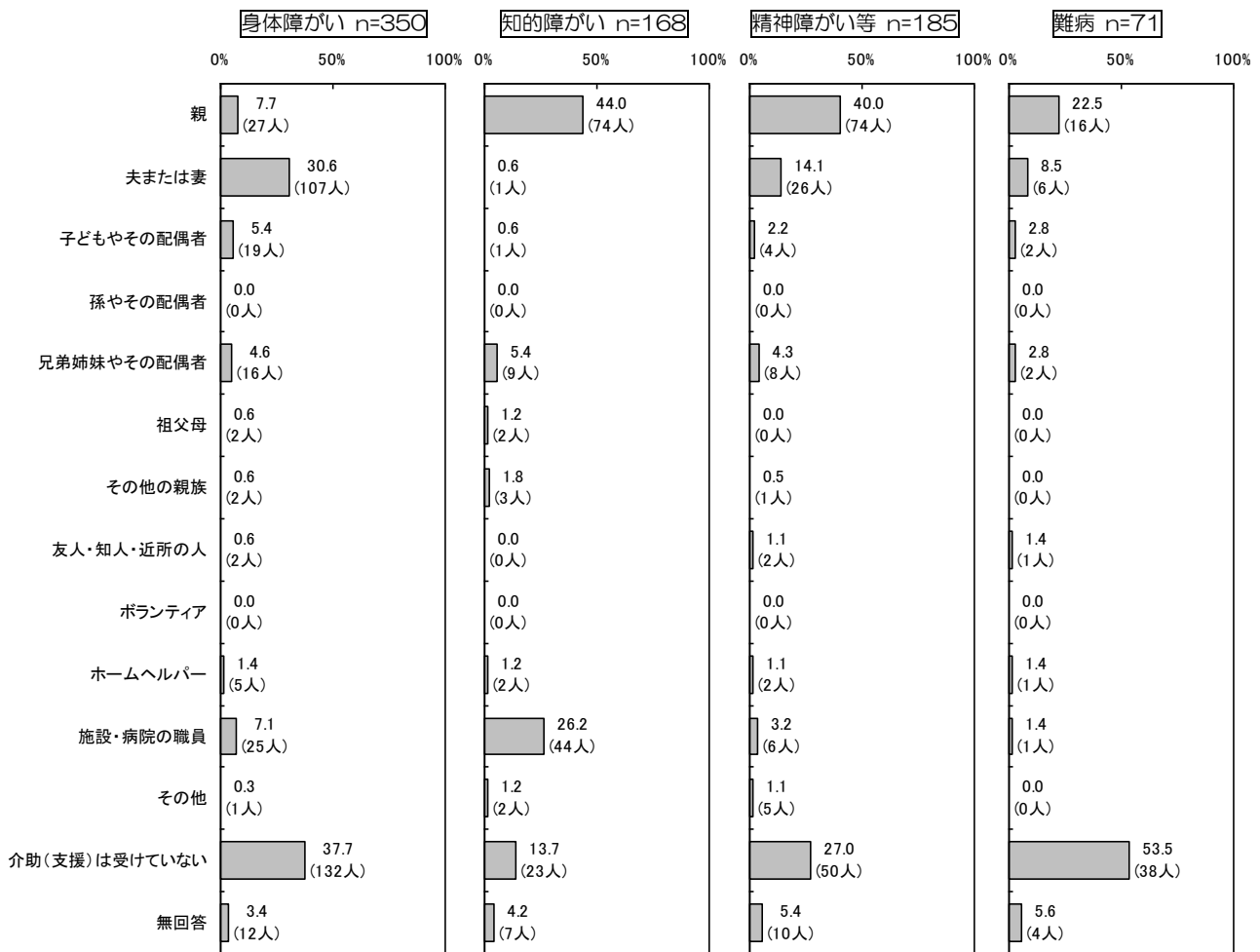
問8 あなたの主な介助者（支援者）は、どなたですか。（○は1つだけ）

○主な介助者については、「介助（支援）は受けていない」（31.4%）の回答を除くと、全体では「親」（24.7%）との回答がもっとも多く、次いで「夫または妻」（18.1%）、「施設・病院の職員」（9.8%）などとなっています。



○対象種別で見ると、「介助（支援）は受けていない」（身：37.7%、知：13.7%、精：27.0%、難：53.5%）の回答を除く主な介助者の内訳は、身体障がい者は「夫または妻」（30.6%）、知的障がい者、精神障がい者等、難病の方は「親」（知：44.0%、精：40.0%、難：22.5%）がもっとも多くなっています。そのほか、知的障がい者では、「施設・病院の職員」が26.2%となっており、他の対象種別の回答割合を大幅に上回る結果となっています。

[主な介助者（対象種別）]





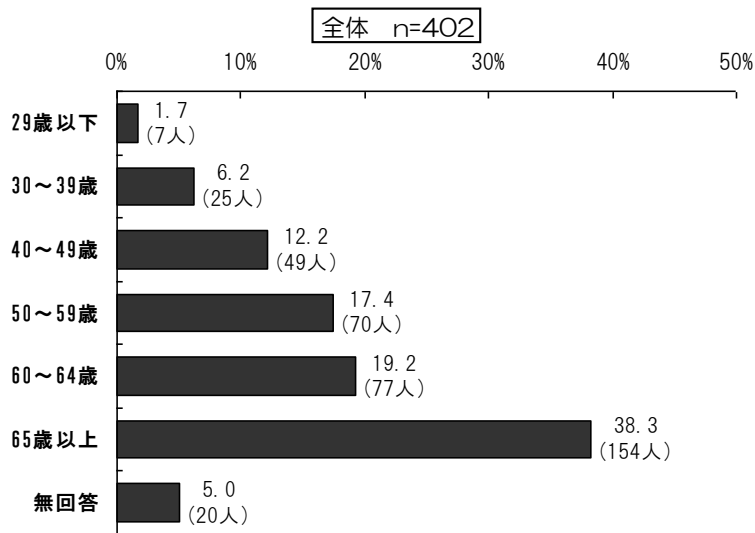
### ③ 主な介助者の年齢

〈問8-1と問8-2は、問8で「1」～「7」（「親」～「その他の親族」）を回答した方におたずねします。〉

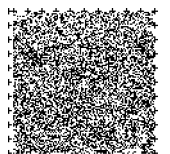
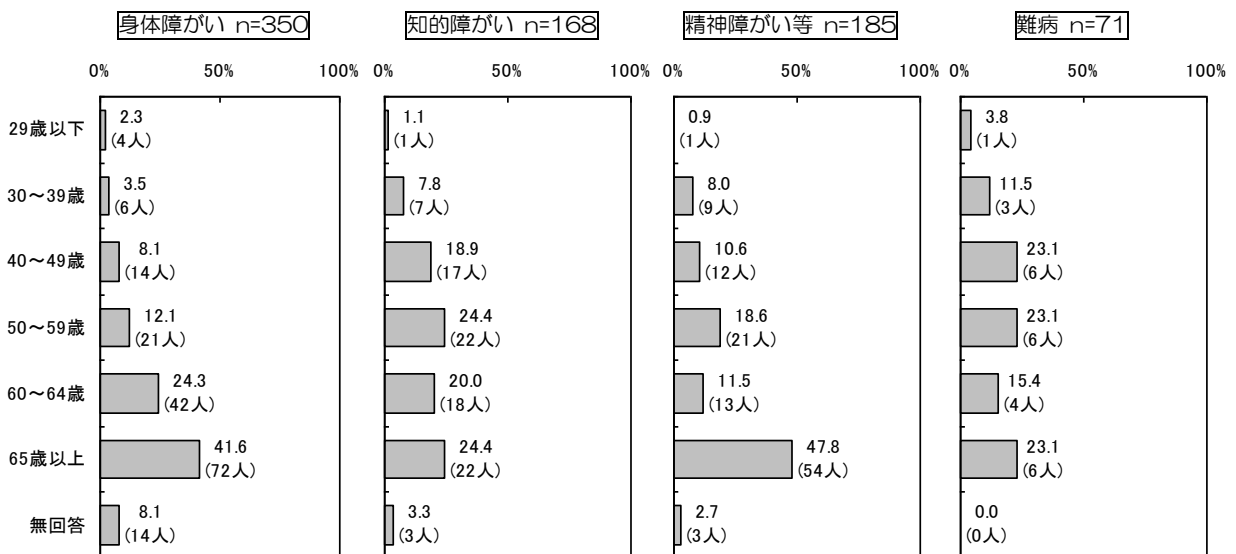
問8-1 あなたを主に介助している人は何歳ですか。（○は1つだけ）

○主な介助者の年齢についてたずねたところ、全体では「65歳以上」が38.3%と4割近い割合となっているほか、年代が上がるほど割合が増す傾向が見られます。

○対象種別で見ると、精神障がい者等では「65歳以上」が47.8%で、もっとも高い割合となっています。身体障がい者でも、「60～64歳」と「65歳以上」を合わせた割合が65.9%となっており、介助者の高齢化傾向がうかがえます。



[主な介助者の年齢 (対象種別)]

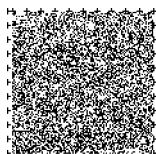
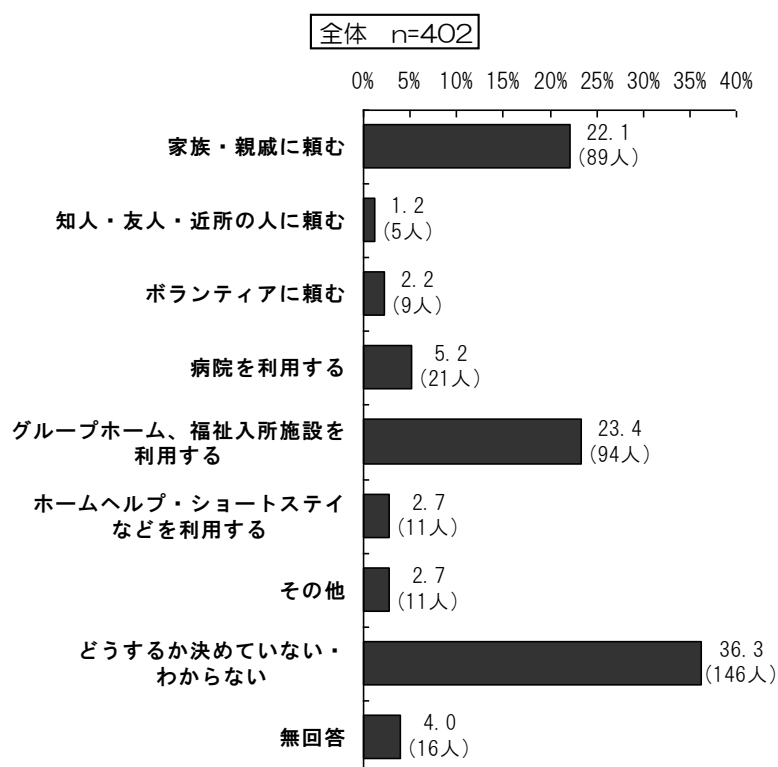


#### ④ 主な介助者が介助できなくなった場合について

〈問8-1と問8-2は、問8で「1」～「7」（「親」～「その他の親族」）を回答した方におたずねします。〉

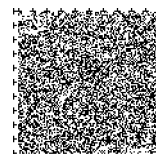
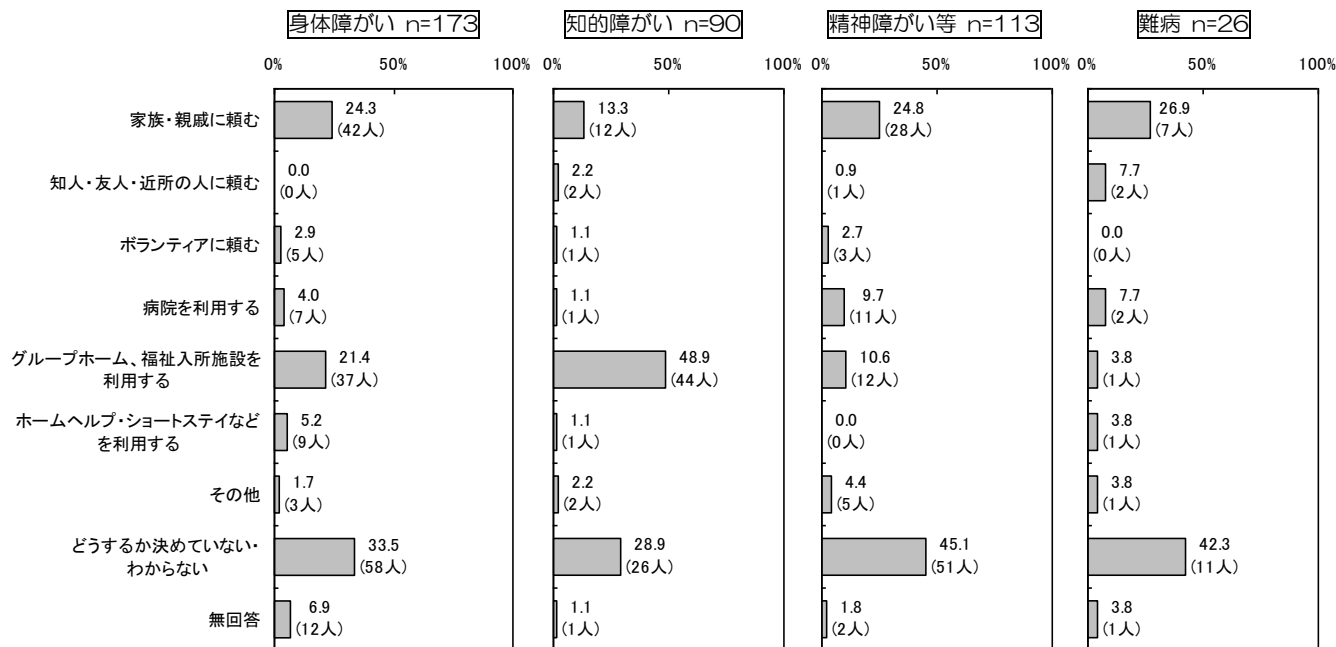
問8-2 あなたを主に介助している人が介助できなくなった場合、どのようにしたいと思いますか。（○は1つだけ）

○主な介助者が介助できなくなった場合の希望についてたずねたところ、「どうするか決めていない・わからない」を除き、全体では「グループホーム、福祉入所施設を利用する」が23.4%でもっとも多く、次いで「家族・親戚に頼む」が22.1%、「病院を利用する」が5.2%などとなっています。一方、「どうするか決めていない・わからない」の回答も36.3%と高い割合となっています。



○対象種別で見ると、知的障がい者では「グループホーム、福祉入所施設を利用する」が48.9%ときわめて高い割合となっています。

[主な介助者が介助できなくなった場合（対象種別）]



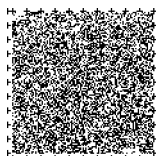
## ⑤ 障がい福祉サービスの利用の様子

問9 富津市では、以下のような障がい福祉サービスを提供しています。それぞれの利用の様子についてあてはまる番号1つに○をつけてください。

### ● 利用度について

「満足している」、「不満がある」を合わせた『利用している』人の割合は、「生活介護」が7.6%でもっとも多く、次いで、「相談支援事業」(6.6%)、「施設入所支援」(6.3%)などとなっています。

	利用している		利用していない			無回答
	満足している	不満がある	今後は利用したい	今後も利用しない	どう分らないサービスか、	
全体 (n=774) 上段：人数 下段：%						
居宅介護	19 2.5	8 1.0	69 8.9	159 20.5	229 29.6	290 37.5
行動援護	5 0.6	3 0.4	52 6.7	144 18.6	262 33.9	308 39.8
同行援護	7 0.9	1 0.1	65 8.4	144 18.6	250 32.3	307 39.7
短期入所	9 1.2	3 0.4	86 11.1	172 22.2	198 25.6	306 39.5
生活介護	56 7.2	3 0.4	75 9.7	141 18.2	207 26.7	292 37.7
自立訓練	12 1.6	8 1.0	74 9.6	159 20.5	216 27.9	305 39.4
就労移行支援	14 1.8	4 0.5	60 7.8	152 19.6	233 30.1	311 40.2
就労継続支援	21 2.7	7 0.9	57 7.4	149 19.3	230 29.7	310 40.1
児童発達支援・放課後等デイサービス	15 1.9	1 0.1	22 2.8	202 26.1	208 26.9	326 42.1
グループホーム	29 3.7	5 0.6	85 11.0	165 21.3	193 24.9	297 38.4
施設入所支援	42 5.4	7 0.9	87 11.2	141 18.2	197 25.5	300 38.8
相談支援事業	44 5.7	7 0.9	107 13.8	98 12.7	215 27.8	303 39.1
地域活動支援センター	16 2.1	2 0.3	81 10.5	123 15.9	244 31.5	308 39.8
移動支援	17 2.2	9 1.2	77 9.9	137 17.7	230 29.7	304 39.3
日常生活用具給付	21 2.7	10 1.3	82 10.6	136 17.6	218 28.2	307 39.7
日中一時支援	27 3.5	3 0.4	74 9.6	143 18.5	224 28.9	303 39.1



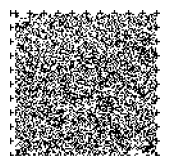
● 満足度について

『利用している』人のうち、「利用していて、満足している」人の割合では「生活介護」が94.9%でもっとも高く、次いで「児童発達支援・放課後等デイサービス」(93.8%)、「日中一時支援」(90.0%)などとなっており、9つのサービスで8割以上の人満足していると回答しています。一方、「自立訓練」(60.0%)、「行動援護」(62.5%)などの満足度は高くありません。

[障害福祉サービスの満足度]

順位	サービス名	満足度※
1位	生活介護	94.9%
2位	児童発達支援・放課後等デイサービス	93.8%
3位	日中一時支援	90.0%
4位	地域活動支援センター	88.9%
5位	同行援護	87.5%
6位	相談支援事業	86.3%
7位	施設入所支援	85.7%
8位	グループホーム	85.3%
9位	就労移行支援	77.8%
10位	短期入所	75.0%
11位	就労継続支援	75.0%
12位	居宅介護	70.4%
13位	日常生活用具給付	67.7%
14位	移動支援	65.4%
15位	行動援護	62.5%
16位	自立訓練	60.0%

※満足度は「満足している」または「不満がある」と回答した方の人数をあわせた『利用している』方の人数のうち、「満足している」を選択した人数の割合。



● 潜在的なニーズについて

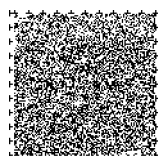
利用していないが、「今後は利用したい」という潜在的なニーズの割合については、「相談支援事業」が13.8%でもっとも高く、次いで「施設入所支援」が11.2%、「短期入所」が11.1%、「グループホーム」が11.0%など、比較的高い割合となっています。

[障害福祉サービスの潜在的ニーズ]

順位	サービス名	構成比
1位	相談支援事業	13.8%
2位	施設入所支援	11.2%
3位	短期入所	11.1%
4位	グループホーム	11.0%
5位	日常生活用具給付	10.6%
6位	地域活動支援センター	10.5%
7位	移動支援	9.9%
8位	生活介護	9.7%
9位	自立訓練	9.6%
10位	日中一時支援	9.6%
11位	居宅介護	8.9%
12位	同行援護	8.4%
13位	就労移行支援	7.8%
14位	就労継続支援	7.4%
15位	行動援護	6.7%
16位	児童発達支援・放課後等デイサービス	2.8%

● サービスの認知度について

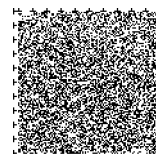
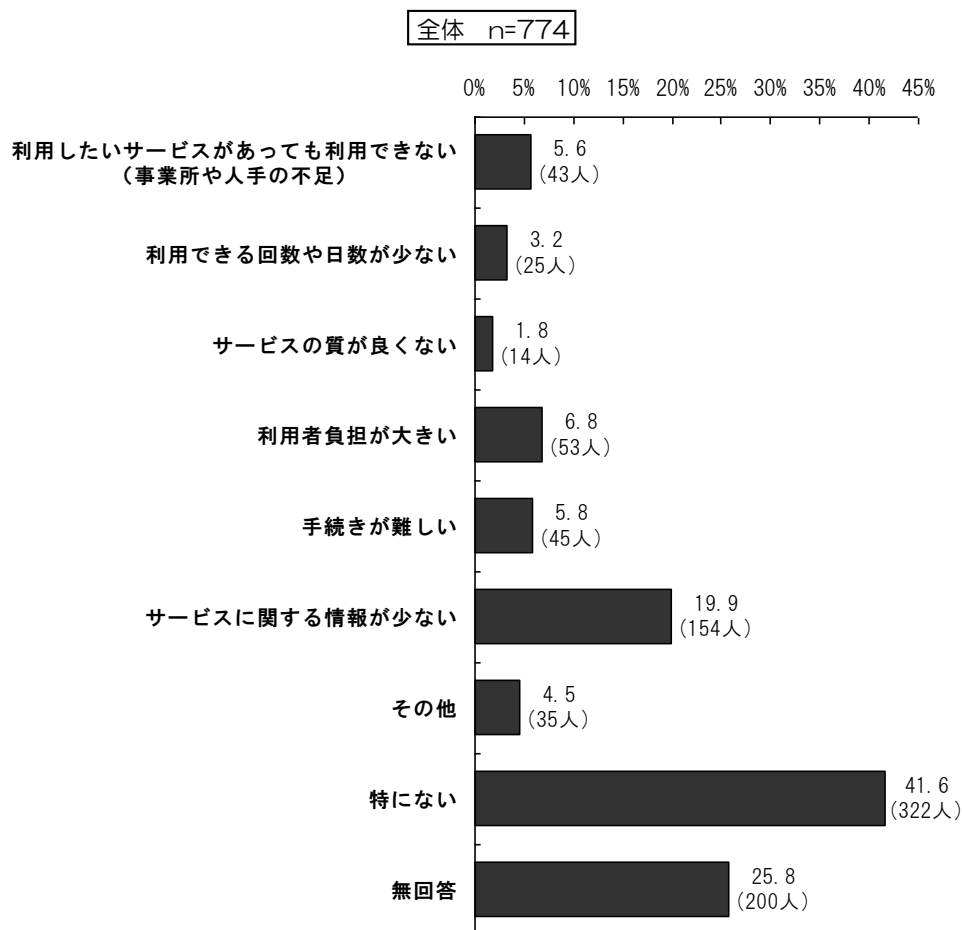
すべてのサービスについて「どういうサービスか、よく分からない」との回答が、3割前後の高い割合で見られました。無回答層の多さとあわせ、サービスの認知度はまだ十分ではないことがうかがえます。



## ⑥ 障がい福祉サービスの利用に関して困っていること

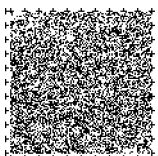
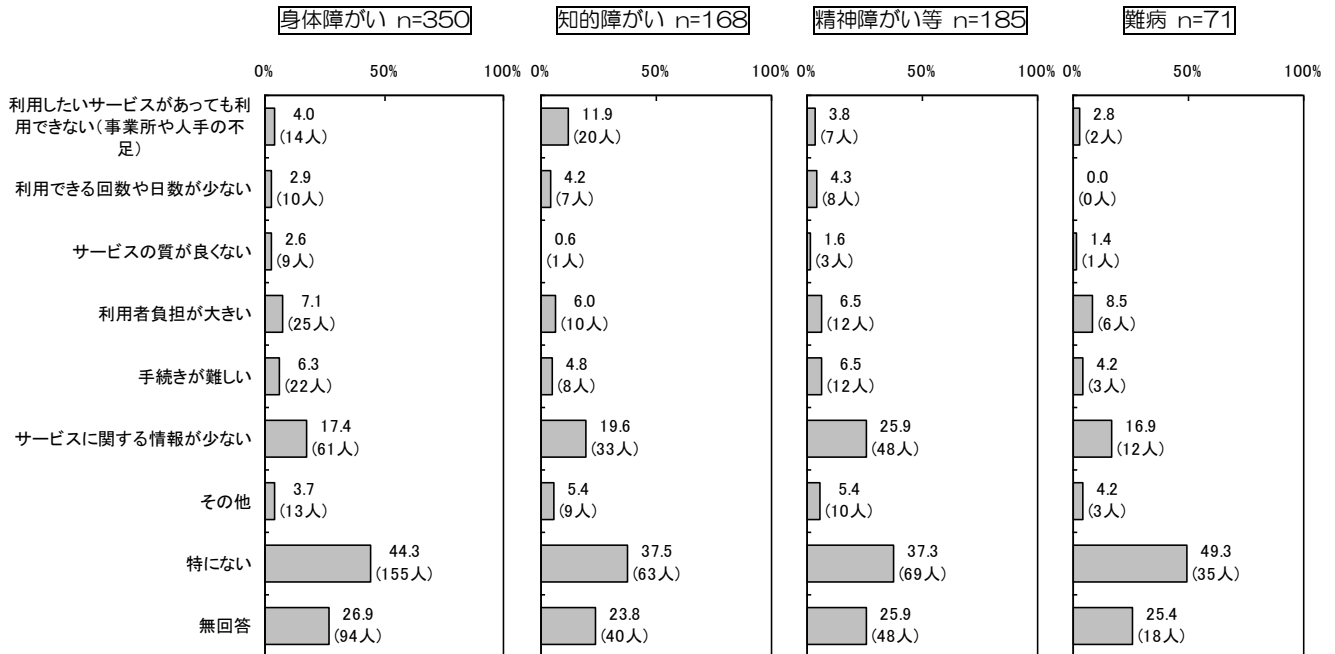
問10 サービス利用に関して困っていることがありますか。(あてはまるものすべてに○)

○サービスの利用に関して困っていることについてたずねたところ、全体では「サービスに関する情報が少ない」との回答が19.9%ともっとも多く、次いで「利用者負担が大きい」(6.8%)、「手続きが難しい」(5.8%)などとなっています。一方、「特に無い」の割合は41.6%で、4割強の方が困りごとは特にないと回答しています。



○対象種別で見ると、知的障がい者で「利用したいサービスがあっても利用できない（事業所や人手の不足）」（11.9%）、精神障がい者等で「サービスに関する情報が少ない」（25.9%）などの割合が高くなっています。

〔障害福祉サービスの利用に関して困っていること（対象種別）〕

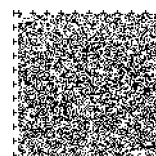
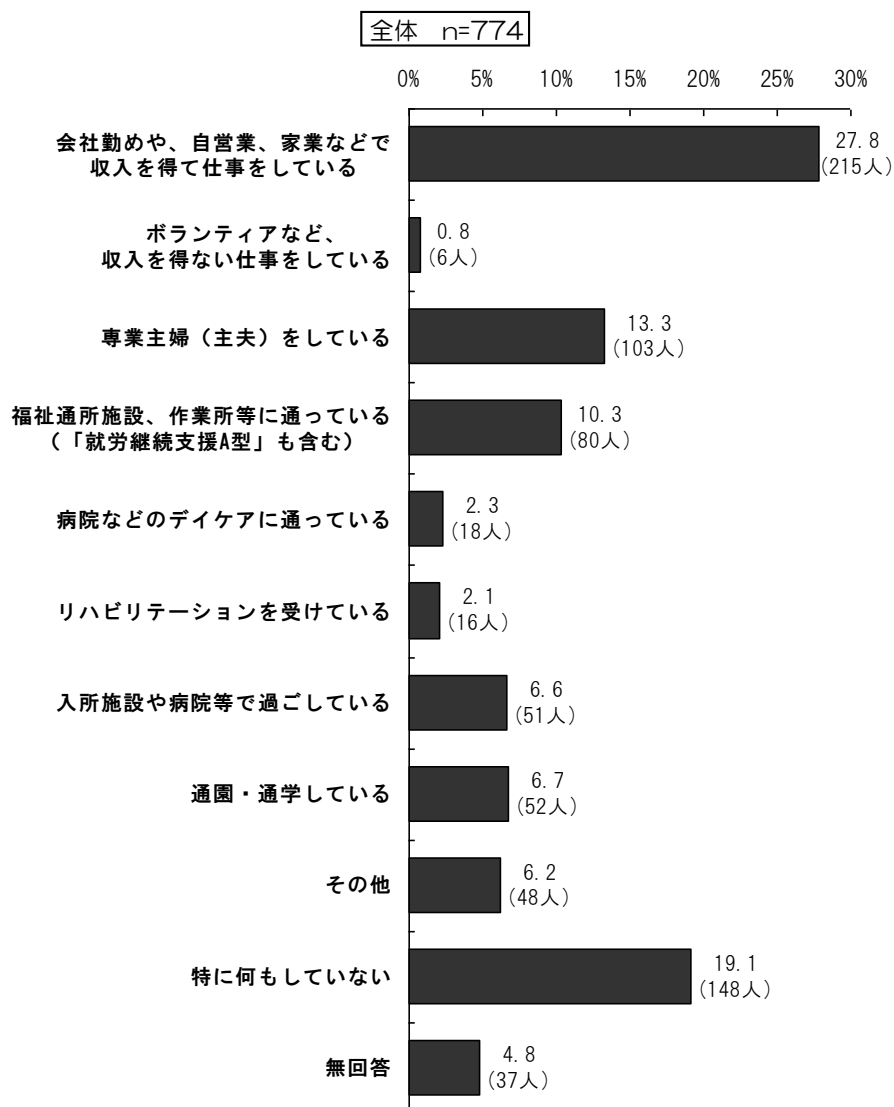




## ⑦ 平日日中の過ごし方について

問 12 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(○は1つだけ)

○平日日中の主な過ごし方をたずねたところ、全体では「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が 27.8%でもっとも多く、次いで「専業主婦（主夫）をしている」（13.3%）、「福祉通所施設、作業所等に通っている（「就労継続支援A型」も含む）」（10.3%）などとなっており、「特に何もしていない」（19.1%）との回答も一定程度ありました。



○対象種別で見ると、身体障がい者、難病の方で「収入を得て仕事をしている」(身: 33.1%、難: 43.7%) がもっとも多くなっていることや、知的障がい者で「福祉通所施設、作業所等に通っている」(32.7%)、精神障がい者等で「特に何もしていない」(31.4%) がきわめて多いことなどが特徴としてあげられます。

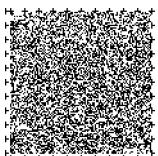
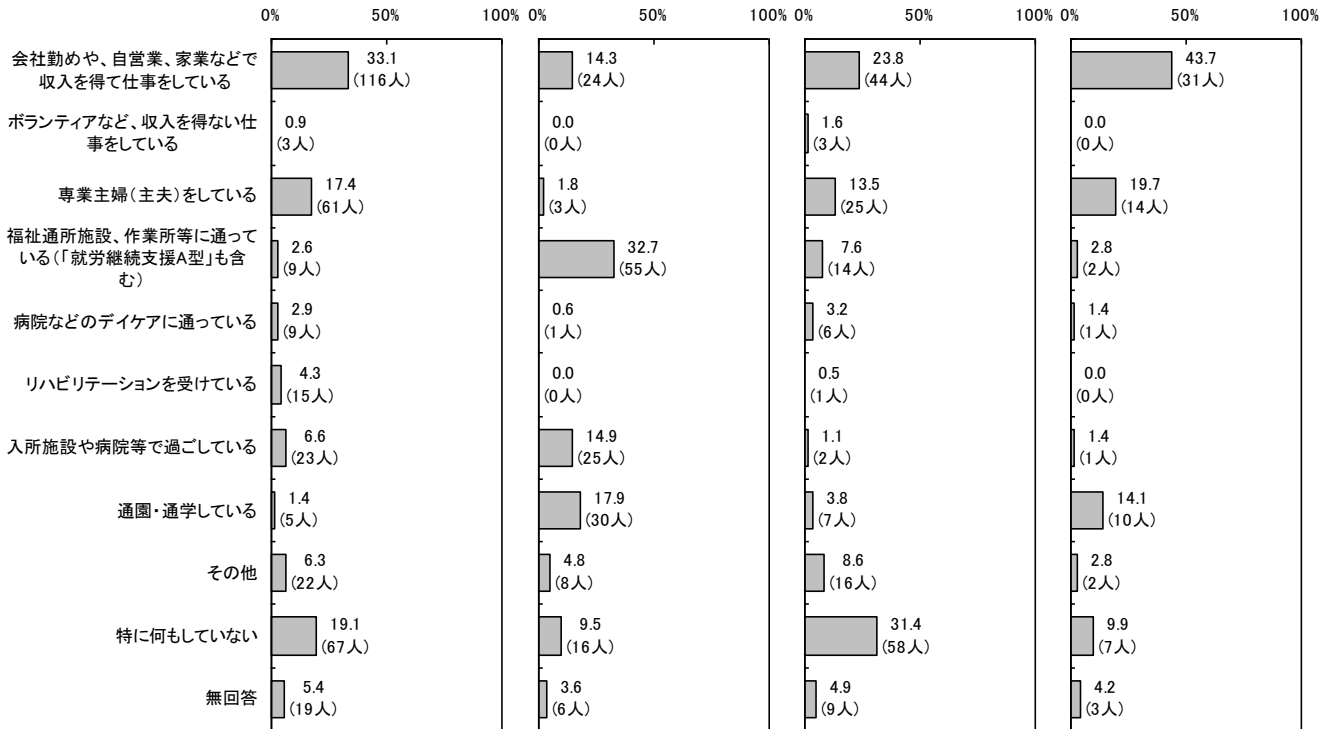
[平日日中の過ごし方 (対象種別)]

身体障がい n=350

知的障がい n=168

精神障がい等 n=185

難病 n=71

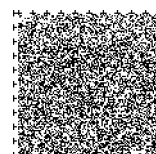
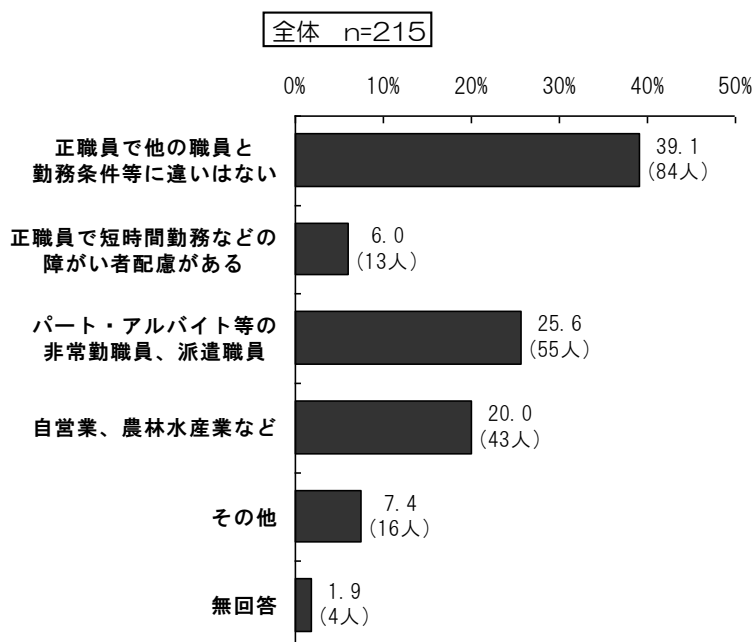


## ⑧ 勤務形態について

〈問 12 で「1」と回答した方におたずねします。〉

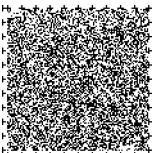
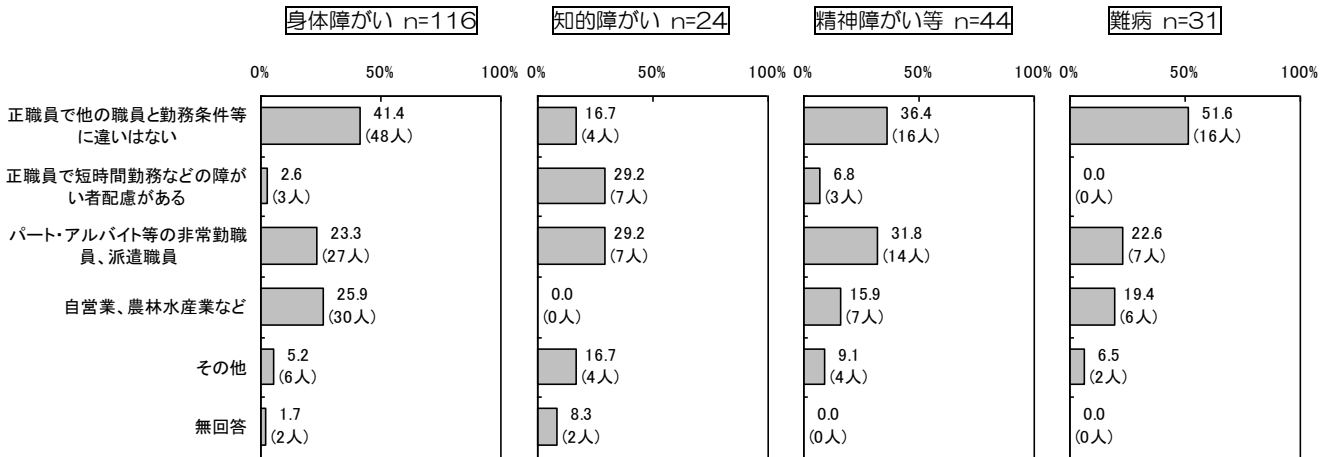
問 12-1 どのような勤務形態で働いていますか。(○は1つだけ)

○「収入を得て仕事をしている」と回答した方に、その勤務形態についてたずねたところ、全体では「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」が 39.1%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が 25.6%、「自営業、農林水産業など」が 20.0%などとなっています。



○対象種別で見ると、身体障がい者、精神障がい者、難病の方で「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」（身：41.4%、精：36.4%、難：51.6%）と多く、知的障がい者では「正職員で短時間勤務などの障がい者配慮がある」（29.2%）「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」（29.2%）と多くなっています。

[勤務形態（対象種別）]

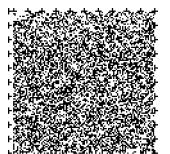
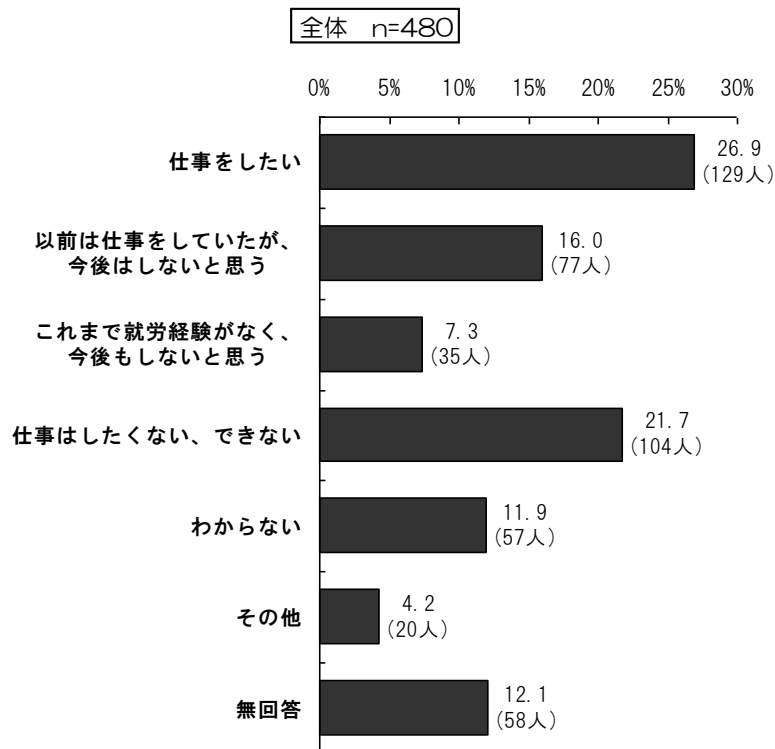


## ⑨ 収入を得る仕事への就労希望

〈問 12-2 と問 12-3 は、問 12 で「1」以外を選択した、18 歳以上の方におたずねします。〉

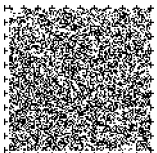
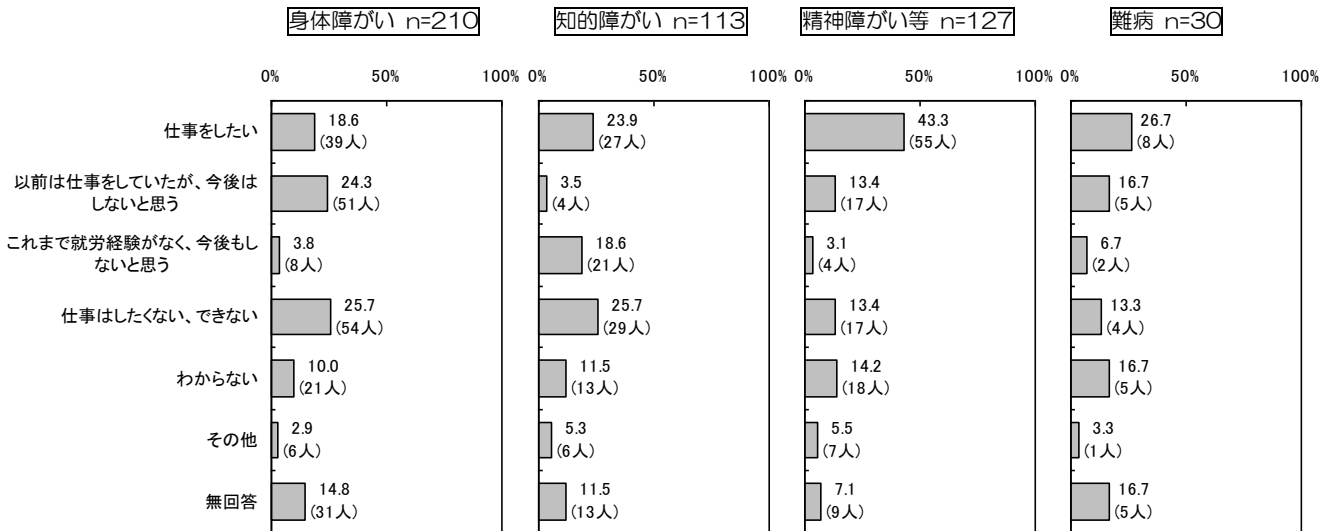
問 12-2 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。(○は1つだけ)

○「収入を得て仕事をしている」と回答した方以外に、今後の収入を得る仕事への就労希望をたずねたところ、全体では「仕事をしたい」が 26.9%でもっとも多く、次いで「仕事はしたくない、できない」が 21.7%、「以前は仕事をしていたが、今後はしなと思う」が 16.0%などとなっています。



○対象種別で見ると、身体障がい者と知的障がい者では「仕事はしたくない、できない」(25.7%)、一方精神障がい者等と難病の方は「仕事をしたい」(精：43.3%、難：26.7%)との回答が多くなっています。

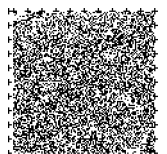
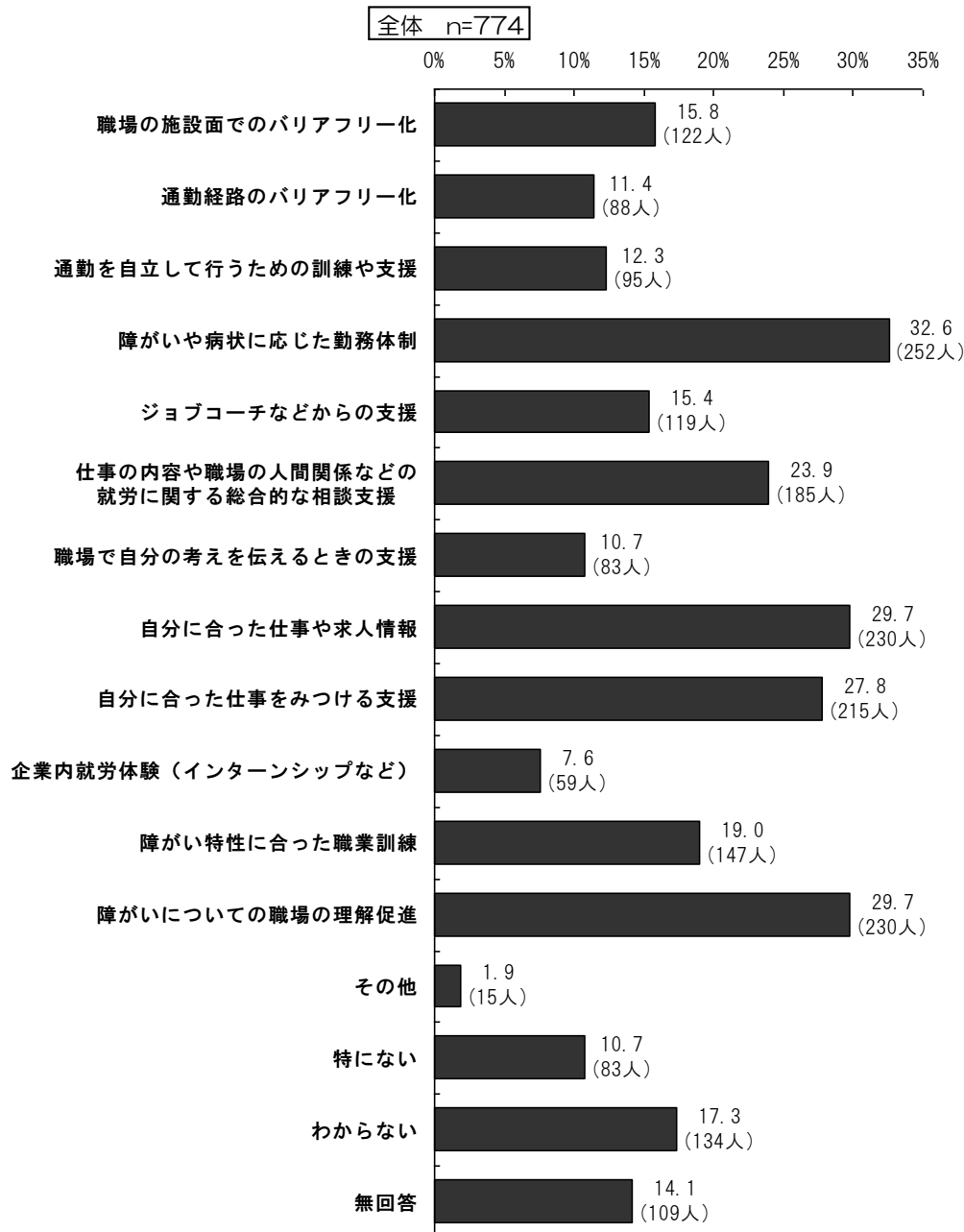
[収入を得る仕事への就労希望 (対象種別)]



## ⑩ 障がい者の就労支援に必要なこと

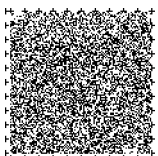
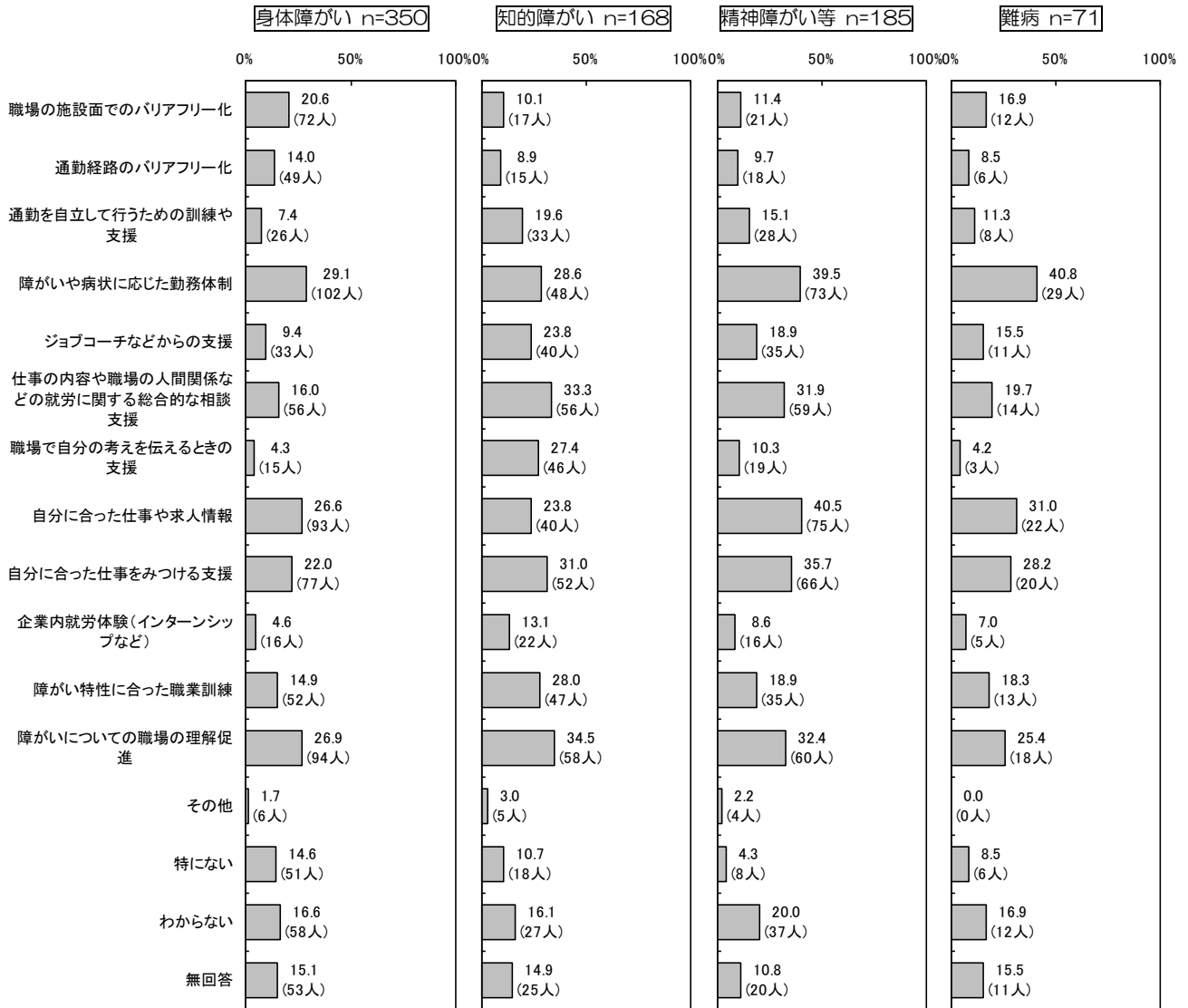
問 13 あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。(〇は1つだけ)

○障がい者の就労支援に必要なことについてたずねたところ、全体では「障がいや病状に応じた勤務体制」が 32.6%でもっとも多く、次いで「自分に合った仕事や求人情報」「障がいについての職場の理解促進」が同率で 29.7%、「自分に合った仕事を見つける支援」が 27.8%などとなっています。



○対象種別で見ると、身体障がい者と難病の方は「障がいや病状に応じた勤務体制」(身：29.1%、難：40.8%)を希望する回答が多くあげられています。知的障がい者では「障がいについての職場の理解促進」(34.5%)、精神障がい者等では「自分に合った仕事や求人情報」(40.5%)がそれぞれ多くあげられています。

【障がい者の就労支援に必要なこと（対象種別）】

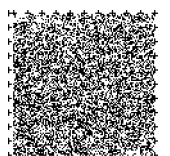
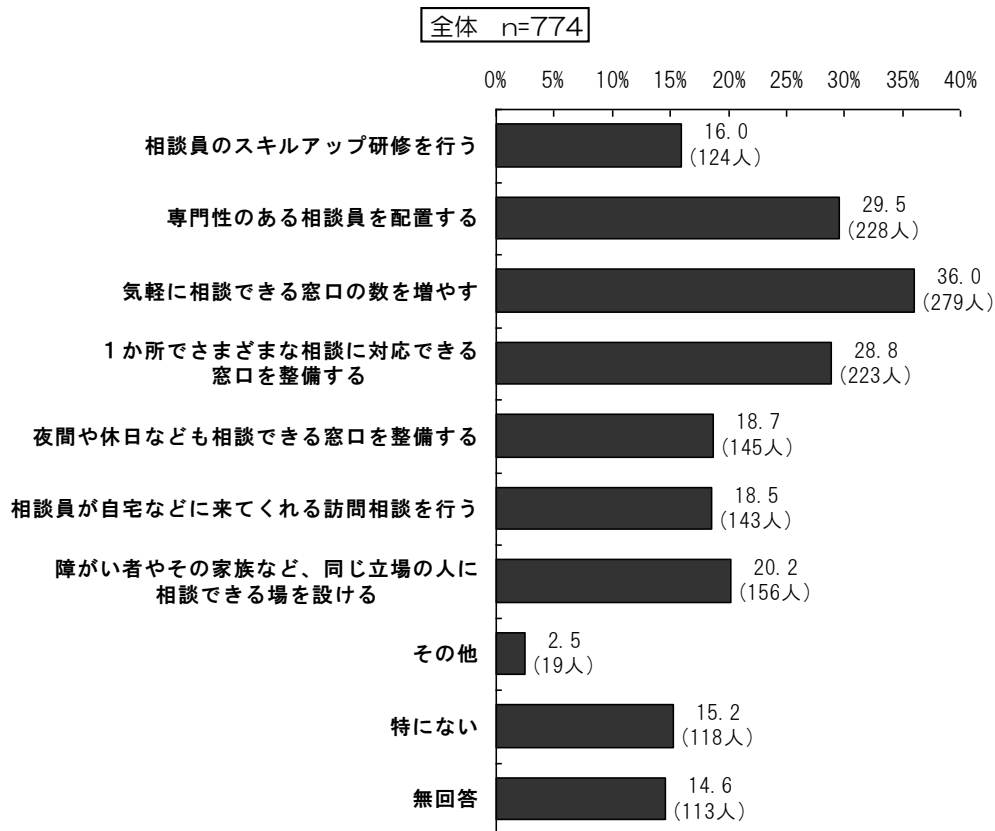




## ⑪ 相談事業の充実について

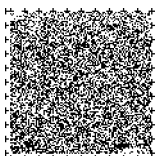
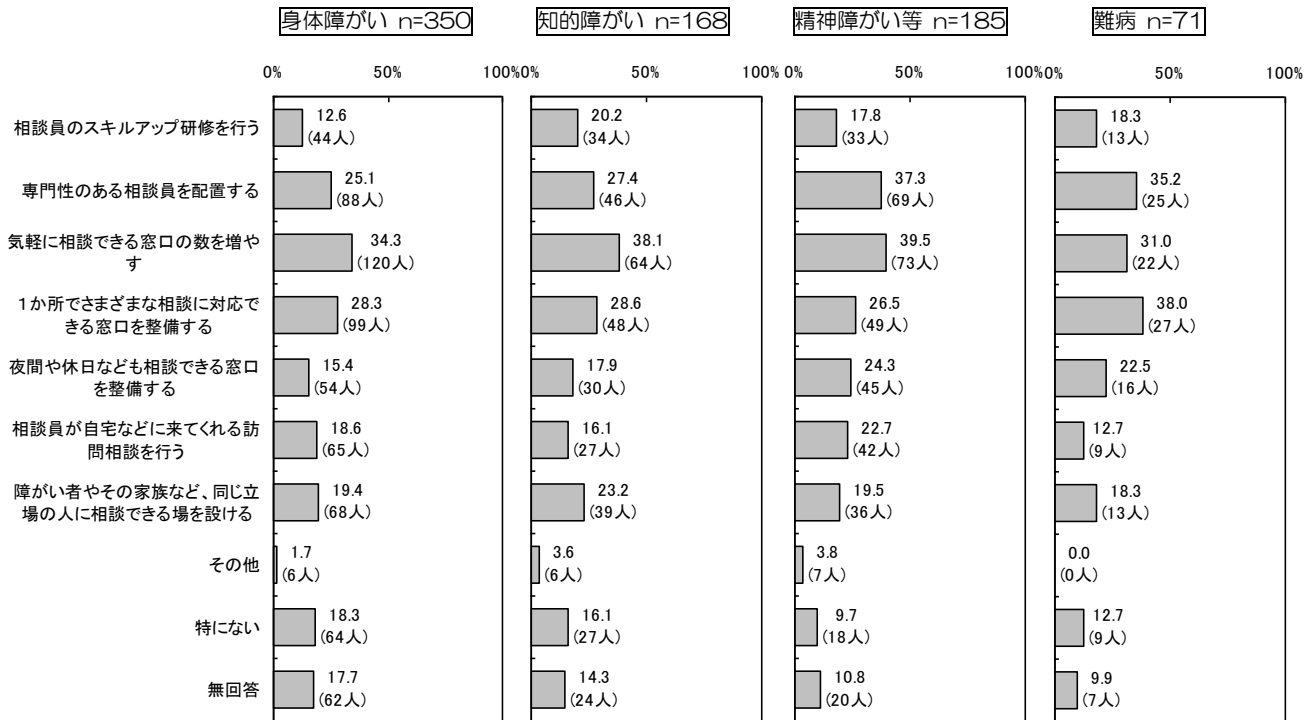
問 19 相談事業を充実するために（あなたが相談したときに満足できるように）、特にどのようなことをすればよいと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

○相談事業の充実についてたずねたところ、全体では「気軽に相談できる窓口の数を増やす」が36.0%でもっとも多く、次いで「専門性のある相談員を配置する」が29.5%、「1か所でさまざまな相談に対応できる窓口を整備する」が28.8%などとなっています。



○対象種別で見ると、全体的には「気軽に相談できる窓口の数を増やす」（身：34.3%、知：38.1%、精：39.5%、難：31.0%）との回答が多くあげられております。難病の方については「1か所でさまざまな相談に対応できる窓口を整備する」38.0%が多くなっています。

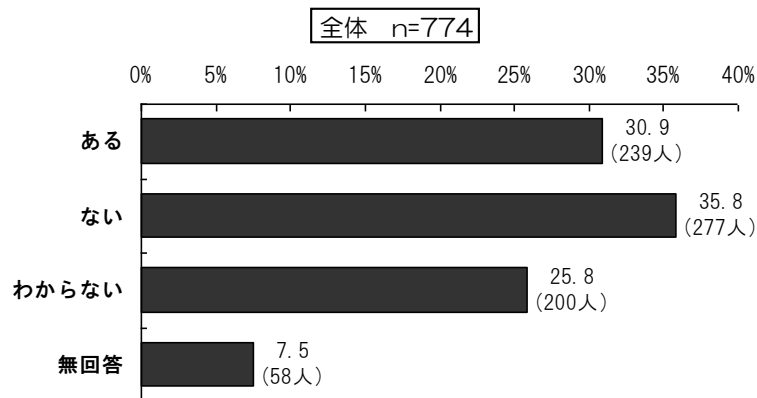
[相談事業の充実について（対象種別）]



## ⑫ 障がい者への差別・偏見について

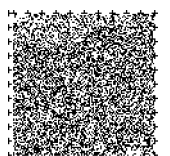
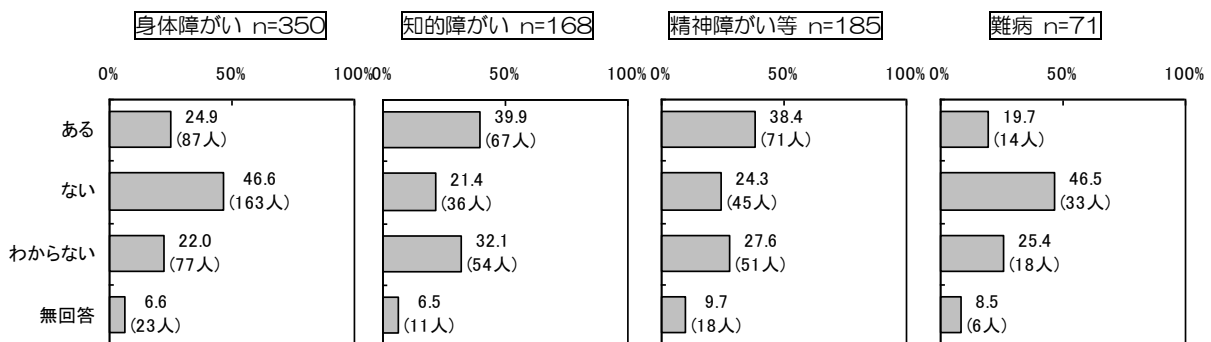
問 25 あなたは日常生活で、障がい者への差別・偏見や疎外感を感じることがありますか。(○は1つだけ)

○障がい者への差別・偏見についてたずねたところ、全体では「ある」が 30.9% に対し、「ない」が 35.8%、「わからない」が 25.8%となっています。



○対象種別で見ると、知的障がい者と精神障がい者等で「ある」(知：39.9%、精：38.4%) と回答した方の割合が比較的高くなっています。

### [障がい者への差別・偏見 (対象種別)]

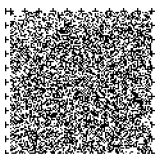
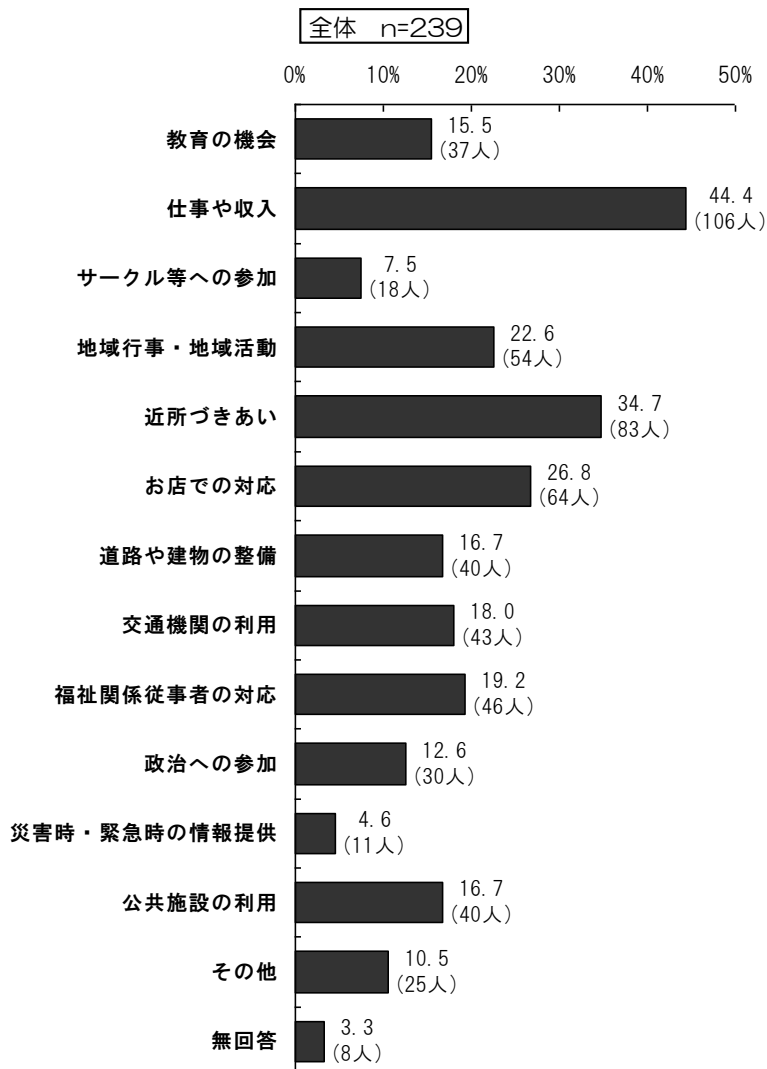


### ⑬ 差別・偏見や疎外感を感じること

〈問 25 で「1」と回答した方におたずねします。〉

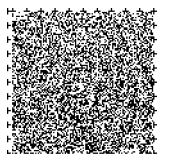
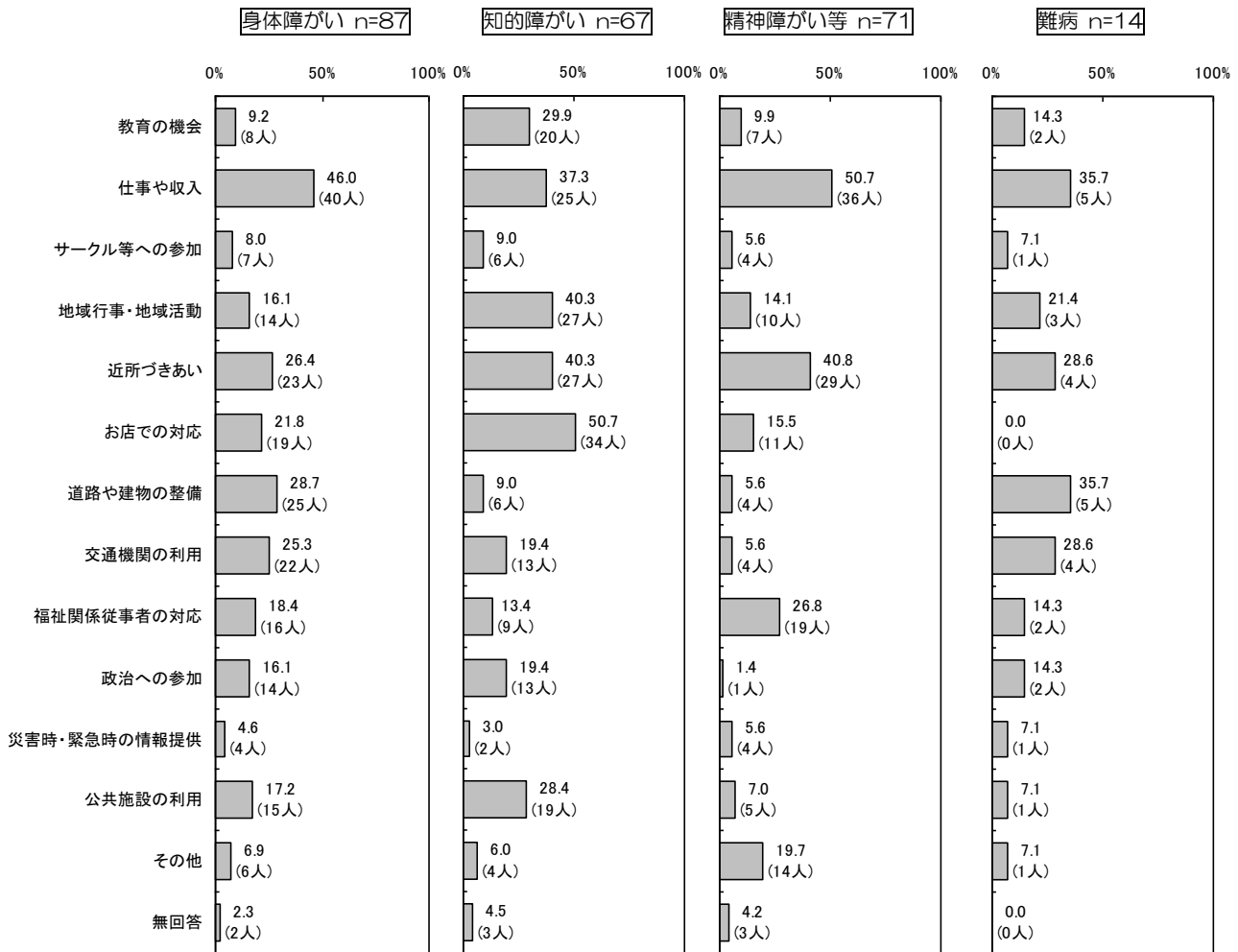
問 25 - 1 次のどのようなところに、差別・偏見や疎外感を感じますか。(あてはまるものすべてに○)

○差別・偏見や疎外感を感じることにあつねたところ、全体では「仕事や収入」が 44.4%でもっとも多く、「近所づきあい」が 34.7%、「お店での対応」が 26.8%などとなっています。



○対象者種別で見ると、身体障がい者、精神障がい者、難病の方では「仕事や収入」(身：46.0%、精：50.7%、難：35.7%)が多くなっています。知的障がい者では「お店での対応」(50.7%)が多く、また難病の方は「道路や建物の整備」(35.7%)も多くあげられています。

[差別・偏見や疎外感を感じること (対象種別)]



### 3 第4期障害福祉計画に向けた課題

本市の障がい者を取り巻く状況、アンケート調査の結果から、次のような課題がうかがえます。

#### (1) 住み慣れた地域で安心して暮らすための福祉サービスの充実

障がい者の高齢化とともに介助者の高齢化も進む中、“親亡き後”の不安の声が高まっています。アンケート調査の結果でも、障がい者を支援する介助者の4割近くが65歳以上という結果になっています。このような状況の中、障がい者が安心して地域で暮らしていくために必要な福祉サービスについて、「どういうサービスかよくわからない」、「サービスに関する情報が少ない」といった回答が多くあげられました。また、相談事業に関しても、相談窓口や専門性の高い相談員の増加を望む声が多くあげられています。

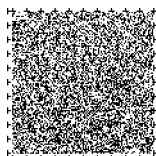
障がい者が住み慣れた地域で安心して生活していくために、今後はさらに、必要なときにいつでも相談できる体制整備や在宅福祉サービス、日中活動の場、グループホームなど多様な福祉サービスの充実を図るとともに、希望するサービスを適切に利用できるようさまざまな手法で情報提供を行っていく必要があります。

#### (2) 障がい者の自立・社会参加の促進と就労支援の充実

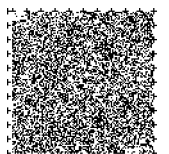
障がい者が日常生活を円滑に送り、積極的に社会参加を図れるように、障がい特性にあわせたサービスの利便性の向上が求められます。特に就労においては、アンケート調査の結果でも、障がい特性に応じた支援や勤務体制への配慮を求める声が多くあげられています。障がい者にとって、就労は自立した生活を送る上で、経済面での役割だけでなく、社会参加を実現するという意味でも非常に重要な要素です。就労を希望する障がい者への適切な支援に加え、在職中の障がい者が今後も安心して就労できるよう、各種関係機関との連携を強化し、さらなる支援体制の充実を図っていく必要があります。

#### (3) 障がいに対する理解・啓発の促進と障がい者の権利擁護

障がい者がその人らしく充実した生活を送るためには、障がいに対する地域住民の理解を深めることが大切です。しかし、アンケート調査の結果では、3割を超える方が何らかの差別や偏見、疎外感を感じることもあると回答しており、いまだ障がい及び障がい者に対する理解や認識が十分とは言えません。障害者差別解消法の成立も踏まえ、障がいに対する理解不足や誤解のために障がい者が差別や偏見を受けることがないように、より一層の理解・啓発推進が求められます。また、発達障害、高次脳機能障害、難病等の一般の理解が不十分となっているものについても、制度の谷間に埋もれぬよう、普及啓発活動を推進していく必要があります。



## 第3章 「障がい福祉サービス」の内容



## 1 障害者総合支援法が目指す方向

障害者総合支援法では、新たに基本理念が創設され、今後の障がい福祉施策における目指すべき方向が示されています。また、国の基本指針では、市町村障害福祉計画の策定に当たって3つの基本的事項があげられるとともに、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的考え方が示されています。

### (1) 障害者総合支援法の基本理念

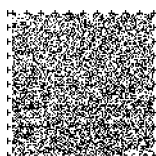
障害者総合支援法では、“障がい者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営み、共生社会の実現を目指す”という、障害者基本法の目的・理念にのっとり、次のような基本理念が新たに盛り込まれています。

- すべての障がい者等が、可能な限り身近な場所において支援を受けられることにより、社会参加の機会が確保されること
- どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- 障がい者等にとっての社会的障壁の除去に資すること

### (2) 「障害福祉計画」作成における基本的事項

市町村は、障害者基本法及び障害者総合支援法の示す目的と基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して「障害福祉計画」を作成することとされています。

- 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

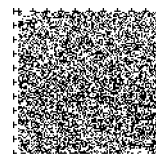




### (3) 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関しては、障害福祉計画の基本的理念を踏まえ、下記の点に配慮して数値目標を設定するとともに、そのために必要となる指定障がい福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行います。

- 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- 希望する障がい者への日中活動系サービスの保障
- グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- 福祉施設から一般就労への移行等の推進



## 2 第4期障害福祉計画策定における基本指針の主なポイント

第4期障害福祉計画の策定における基本指針の主なポイントとして、まず、第3期計画において掲げられた目標を発展的に引き継ぐ形で見直された成果目標に関する事項があげられます。次に、これまでの行政計画でもおおむね取り込まれていたものではありませんが、今回の障害福祉計画の改定に当たり、PDCAサイクル(P77 参照)に沿った成果目標及び活動指標の設定・評価について導入することとされています。

その他、障がい児支援体制の整備や計画相談の連携強化、研修、虐待防止等について、支援施策の充実を図ることとされています。

### ～成果目標に関する事項～

#### ◆ 福祉施設から地域生活への移行促進

- ・地域生活移行者の増加
- ・施設入所者の削減

#### ◆ 精神科病院から地域生活への移行促進 (※県が定める目標。市町村での設定はなし)

#### ◆ 地域生活支援拠点の整備

#### ◆ 福祉施設から一般就労への移行促進

- ・福祉施設から一般就労への移行者の増加
- ・就労移行支援事業の利用者の増加
- ・就労移行支援事業所の就労移行率の増加

### ～障害福祉計画の作成プロセスに関する事項～

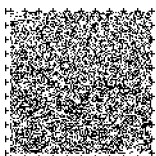
#### ◆ PDCAサイクルの導入

- ・「成果目標」、「活動指標」の見直しと明確化
  - ※成果目標:基本理念等を踏まえ国全体で達成すべき目標
  - ※活動指標:必要となるサービス提供量の見込み
- ・各年度の中間評価、評価結果の公表等

### ～その他～

#### ◆ 障がい児支援体制の整備

#### ◆ 計画相談の連携強化、研修、虐待防止等

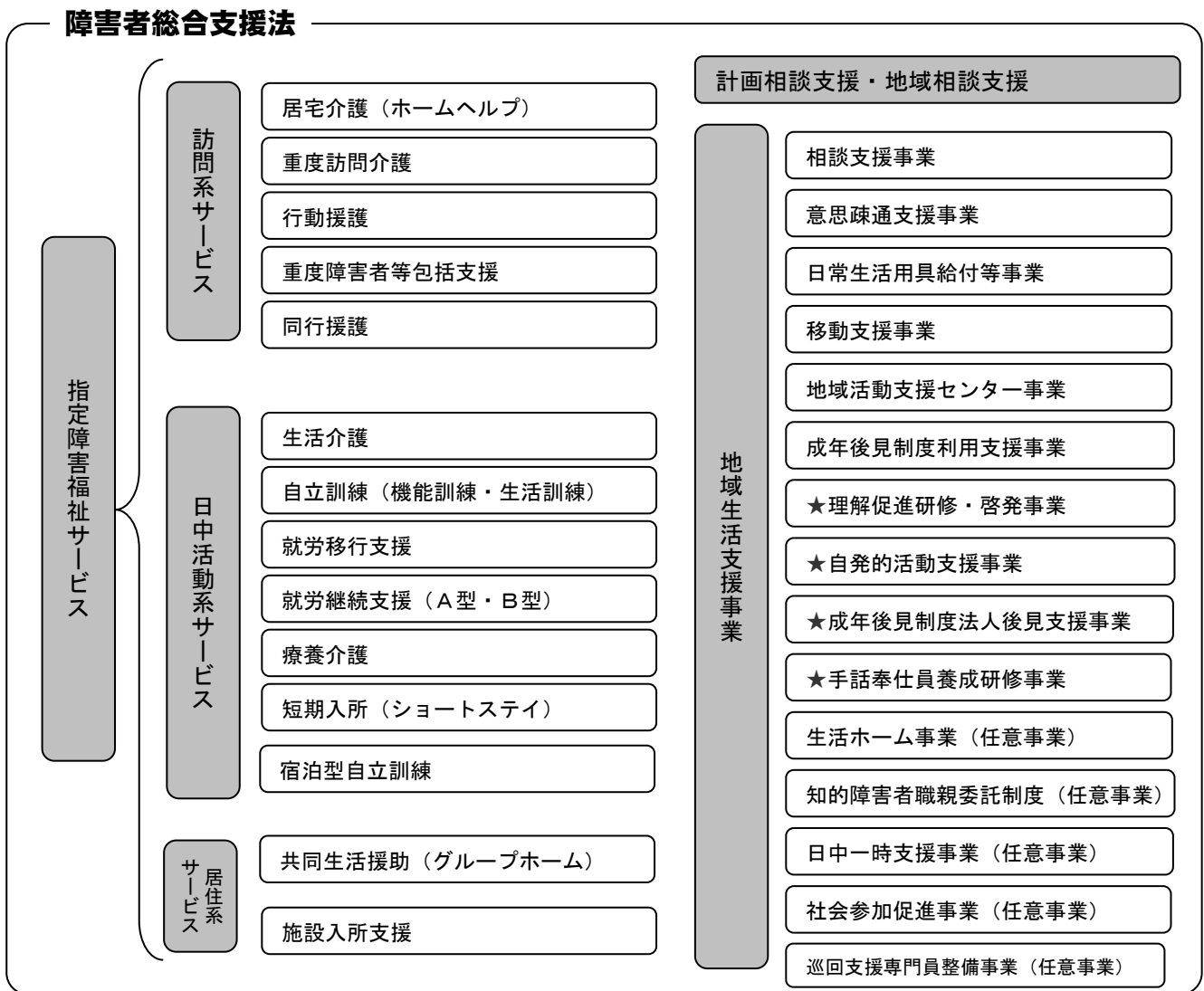


### 3 障がい福祉サービスの概要

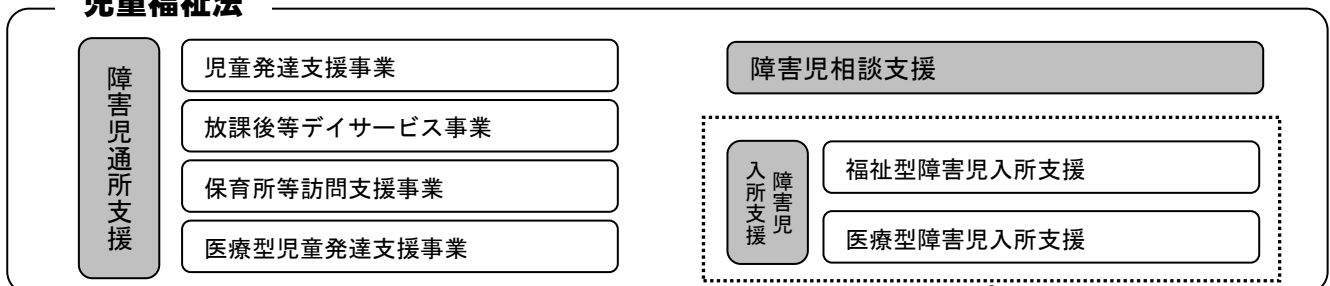
障害者総合支援法においては、「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」が定められており、さらに、市が実情に応じて実施する「地域生活支援事業」があります。加えて、第4期計画からは、児童福祉法に基づく障がい児支援サービスについても、各関係機関と連携し、体制整備の推進を図ることとされています。

#### 【障がい福祉サービスの一覧】

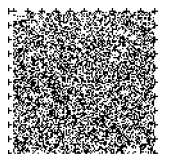
★新規事業



#### 児童福祉法



県が実施主体



## 4 障がい福祉サービスの給付実績と今後の見込み

### (1) 訪問系サービス

#### ① 訪問系サービスの内容

##### ○ 居宅介護(ホームヘルプ)

対象者	障がい者（障害支援区分1以上）
内容	障がい者の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。

##### ○ 重度訪問介護

対象者	重度の肢体不自由者及び知的障がい又は、精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常に介護を必要とする人（障害支援区分4以上）
内容	障がい者の自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。

##### ○ 行動援護

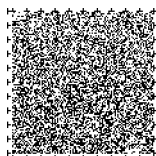
対象者	知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする人（障害支援区分3以上）
内容	障がい者が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。

##### ○ 重度障害者等包括支援

対象者	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人（障害支援区分6） ① 四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障がい者で、筋萎縮性側索硬化症(以下「ALS」と言う。)患者など、呼吸管理を行っている身体障がい者・最重度の知的障がい者 ②強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がい者
内容	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス（居宅介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活援助等）を包括的に提供します。

##### ○ 同行援護

対象者	重度の視覚障がい者
内容	重度視覚障がい（児）者の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や援護を行います。



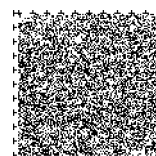
## ② 第3期の実績

第3期(平成24年度～平成25年度)における訪問系サービスの利用実績を見ると、同行援護を除き、平成24年度以降、利用時間、実利用人数ともに見込量を上回る結果となり、若干の誤差はあるものの、おおむね計画値に近い実績となっています。

区 分	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
		実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率
居宅介護	時間	1,961	1,748	112.2%	1,828	1,808	101.1%	1,807	1,879	96.2%
(実利用人数)	人	87	76	114.5%	82	82	100.0%	77	89	86.5%
重度訪問介護	時間	0	0	-	0	0	-	0	0	-
(実利用人数)	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
行動援護	時間	12	12	100.0%	13	12	108.3%	6	12	50.0%
(実利用人数)	人	2	1	200.0%	3	1	300.0%	1	1	100.0%
重度障害者等 包括支援	時間	0	0	-	0	0	-	0	0	-
(実利用人数)	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
同行援護	時間	67	100	67.0%	79	125	63.2%	64	150	42.7%
(実利用人数)	人	5	8	62.5%	4	10	40.0%	4	12	33.3%

※各年度の利用時間数、実利用人数は、1か月当たりの平均値。このため、合計値は小数点以下を省略しており、必ずしも一致しません。

※平成26年度については、年度途中であるため、4月～12月利用分までの実績値を計上しています。以下同様。



### ③ 第4期の見込量

第4期における訪問系サービスの見込量については、以下のとおり設定します。

区 分	単 位	第4期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護	時間/月	1,846	1,901	1,948
	人/月	88	91	93
重度訪問介護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
行動援護	時間/月	9	12	<u>25</u>
	人/月	1	2	<u>4</u>
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
同行援護	時間/月	67	67	74
	人/月	5	5	6

※平成27年度数値については、平成24～26年度までの実績を基に算出。平成28、29年度数値については、将来人口の推計値と、過去の人口に占める障がい者割合の伸び率を基に、平成28～29年度における障がい者数（推計値）を算出。算出した障がい者数（推計値）に、第3期計画期間中の障がい者数（実績値）に占めるサービス利用者割合の平均値を乗じ、各サービス1か月当たりの実利用者数（小数点第一位以下四捨五入）の見込値を求めた。実利用時間については、第3期計画期間における各サービスの利用実績から、1人当たりの平均利用時間（/月）を算出し、1か月当たりの実利用者数（見込値）に乗じて求めた値を見込量とした。

「重度訪問介護」については、利用実績が無くまた最重度の障害者で、常時介助を希望するニーズが無いいため見込量を見込まない。

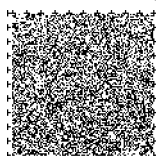
「重度障害者等包括支援」は県内に事業所が無く、またニーズも無いため見込量を見込まない。

計画値を見直したものは、太字及び下線で標記しております（以下省略）。

### ④ 訪問系サービスの今後の方策

障がいのある人とその家族が在宅生活を維持し、安心して暮らせるよう、サービス提供事業者には障がい特性を理解したヘルパーの確保及び養成を促すなど、事業者との継続的な協議や指導・助言等に努めます。

また、今後の入所者・入院者等の地域移行・地域定着の進行を踏まえ、利用ニーズの的確な把握に努めます。



## (2) 日中活動系サービス

### ①日中活動系サービスの内容

#### ○ 生活介護

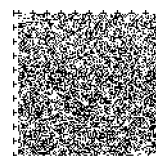
対象者	常に介護を必要とする人で、 ①49歳以下の場合、障害支援区分3以上（施設入所は区分4以上） ②50歳以上の場合、障害支援区分2以上（施設入所は区分3以上）
内容	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。

#### ○ 自立訓練（機能訓練）

対象者	地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等を図るため、一定の支援が必要な身体障がい者で、 ①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 ②特別支援学校等を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 ※利用者ごとに18か月以内の利用期間を設定
内容	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。

#### ○ 自立訓練（生活訓練）

対象者	地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等を図るため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者で、 ①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 ②特別支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 ※利用者ごとに24か月以内、長期入所者の場合は36か月以内の利用期間を設定
内容	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。



### ○ 就労移行支援

対象者	一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる 65 歳未満の人 ※利用者ごとに 24 か月以内の利用期間を設定
内容	一般企業等への就労移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。

### ○ 就労継続支援（A型）

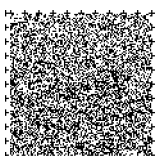
対象者	就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人で（利用開始時に 65 歳未満） ①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった人 ②盲・ろう・特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった人 ③就労経験のある人で、現在雇用関係がない人
内容	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。

### ○ 就労継続支援（B型）

対象者	就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用には結びつかないなど、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される人 ①企業等や就労継続支援(A型)での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった人 ②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援(A型)の雇用には結びつかなかった人 ③ ①②に該当しない人であって 50 歳に達している人 ④試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援(A型)の利用が困難と判断された人
内容	通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。

### ○ 療養介護

対象者	医療機関への長期入院により、医療に加え常に介護を必要とする人で、 ① ALS 患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分 6 ② 筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で、障害支援区分 5 以上
内容	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。



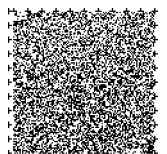


○ 短期入所（ショートステイ）

対象者	居宅で介護を行う人が病気やその他の理由により障がい者支援施設やその他の施設への短期間の入所を必要とする障がい者（障害支援区分1以上）
内容	障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

○ 宿泊型自立訓練

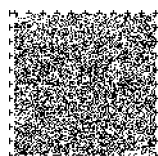
対象者	日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他支援が必要な人
内容	居室やその他設備を利用しながら自立した日常生活または社会生活を営むことが出来るよう、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。



## ② 第3期の実績

日中活動系サービスの実績を見ると、「生活介護」と「就労移行支援」で計画値を下回ったものの、おおむね見込み量に近い、または上回る実績となっています。計画値を下回ったサービスについても、利用実績としては増加傾向を示しているため、今後も利用ニーズを的確に把握して十分な見込量を設定することが必要です。

区 分	単位	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
		実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率
生活介護	人日	2,313	2,503	92.4%	2,416	3,033	79.7%	2,488	3,571	69.7%
(実利用人数)	人	112	123	91.1%	118	148	79.7%	119	175	68.0%
自立訓練 (機能訓練)	人日	0	21	0.0%	0	21	0.0%	0	21	0.0%
(実利用人数)	人	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%
自立訓練 (生活訓練)	人日	55	63	87.3%	40	63	63.5%	68	63	107.9%
(実利用人数)	人	3	3	100.0%	3	3	100.0%	3	3	100.0%
就労移行支援	人日	99	209	47.4%	112	253	44.3%	119	313	38.0%
(実利用人数)	人	7	14	50.0%	8	17	47.1%	7	21	33.3%
就労継続支援 (A型)	人日	46	23	200.0%	43	23	187.0%	54	23	234.8%
(実利用人数)	人	3	1	300.0%	2	1	200.0%	3	1	300.0%
就労継続支援 (B型)	人日	1,133	1,034	109.6%	1,211	1,079	112.2%	1,315	1,109	118.6%
(実利用人数)	人	67	69	97.1%	73	72	101.4%	80	74	108.1%
療養介護	人	3	1	300.0%	2	1	200.0%	2	1	200.0%
短期入所	人日	188	158	119.0%	179	163	109.8%	230	168	136.9%
(実利用人数)	人	19	18	105.6%	17	18	94.4%	17	19	89.5%
宿泊型自立訓練	人日	57	-	-	22	-	-	26	-	-
(実利用人数)	人	2	-	-	1	-	-	1	-	-



### ③ 第4期の見込量

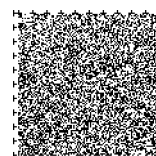
第4期における日中活動系サービスの見込量については、以下のとおり設定します。

区 分	単 位	第4期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	日/月	2,577	2,637	2,698
	人/月	122	125	128
自立訓練（機能訓練）	日/月	0	0	<u>21</u>
	人/月	0	0	<u>3</u>
自立訓練（生活訓練）	日/月	80	80	<u>183</u>
	人/月	4	4	<u>12</u>
就労移行支援	日/月	155	189	224
	人/月	9	11	13
就労継続支援（A型）	日/月	50	50	50
	人/月	3	3	3
就労継続支援（B型）	日/月	1,463	1,493	1,523
	人/月	82	84	86
療養介護	人/月	2	2	<u>4</u>
短期入所	日/月	225	232	232
	人/月	16	17	17
宿泊型自立訓練	日/月	30	60	<u>166</u>
	人/月	1	2	<u>6</u>

※平成27年度数値については、平成24～26年度までの実績を基に算出。平成28、29年度数値については、将来人口の推計値と、過去の人口に占める障がい者割合の伸び率を基に、平成28～29年度における障がい者数（推計値）を算出。算出した障がい者数（推計値）に、第3期計画期間中の障がい者数（実績値）に占めるサービス利用者割合の平均値を乗じ、各サービスの1か月当たりの実利用者数（小数点第一位以下四捨五入）の見込値を求めた。実利用日数については、第3期計画期間における各サービスの利用実績から、1人当たりの平均利用日数（/月）を算出し、1か月当たりの実利用者数（見込値）に乗じて求めた値を見込量とした。

「就労移行支援」については、国指針において平成29年度の利用者数を平成25年度末の利用者数から6割以上増加させることが、成果目標として求められている。そのため、平成24～26年度の利用実績の推移から一人当たりの平均利用日数を算出し、成果目標を満たすよう見込量を設定した。

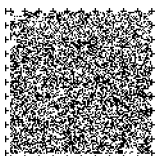
「自立訓練（機能訓練）」については、近隣にサービスを提供する事業所が少なく、またニーズも無いため見込量を見込まない。



#### ④ 日中活動系サービスの今後の方策

適切な情報提供により事業への新規参入を促し、就労移行支援、就労継続支援といった就労関係サービスを中心に充実を図ります。

利用希望者を適切に把握するとともに、身近で短期入所利用できる施設の確保や、障がい者本人などの状況に応じたきめ細かな対応が図れるよう内容の充実に努め、在宅生活の支援に努めます。



### (3) 居住系サービス

#### ① 居住系サービスの内容

##### ○ 共同生活援助(グループホーム)

対象者	就労、または就労継続支援等の日中活動の場を利用している障がい者で、地域で自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な人
内容	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。

※共同生活介護(ケアホーム)は、平成26年4月から共同生活援助(グループホーム)に一元化されました。

##### ○ 施設入所支援

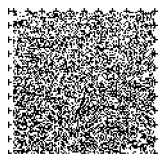
対象者	① 生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人(50歳以上の場合は区分3以上) ② 自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人 ※自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間を設定
内容	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

#### ② 第3期の実績

居住系サービスの実績を見ると、「共同生活介護(ケアホーム)」では計画値を上回る利用実績となっていますが、「共同生活援助(グループホーム)」では計画値を下回りました。「施設入所支援」については、地域移行の観点から、横ばいの見込みを立てていましたが、想定を上回り減少傾向となっています。

区分	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
		実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	15	16	93.8%	15	18	83.3%	63	69	91.3%
共同生活介護 (ケアホーム)	人/月	42	37	113.5%	47	43	109.3%			
合計	人/月	57	53	107.5%	62	61	101.6%	62	69	89.9%
施設入所支援	人/月	52	56	107.7%	52	56	107.7%	51	56	109.8%

※施設入所支援については「計画値÷実績＝進捗率」として算出



### ③ 第4期の見込量

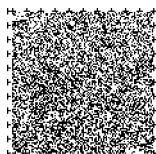
第4期における居住系サービスの見込量については、以下のとおり設定します。

区 分	単位	第4期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助（グループホーム）	人/月	65	67	68
施設入所支援	人/月	51	50	49

※「共同生活援助（グループホーム）」「施設入所支援」については、平成24～26年度までの実績等を踏まえるとともに、国の指針に基づき見込量を設定した。

### ③ 居住系サービスの今後の方策

今後とも障がい者の高齢化や障がい者支援施設入所者、退院可能精神障がい者の地域生活への移行促進を考慮し、地域生活の基盤となるこれら施設の整備を促進していく必要があります。また、利用者ニーズを踏まえ、施設の計画的な配置・整備を進めるとともに、市内及び近隣の施設との連携強化を図り、見込量に対応した提供体制の確保に努めます。グループホームの家賃助成についても、引き続き実施して行きます。



## (4) 相談支援

第3期より、適切なサービス利用を支援するための「計画相談支援」、地域生活に移行するための支援を行う「地域移行支援」、地域生活が安定するよう、24時間対応を行う「地域定着支援」の3つが実施されています。

### ① 相談支援の内容

#### ○ 計画相談支援

障がい福祉サービス、地域相談支援（「地域移行支援」及び「地域定着支援」）を利用するすべての人にサービス等利用計画を作成し、支援を行います。

#### ○ 地域移行支援

障がい者支援施設に入所している人や病院に入院している精神障がいのある人に、住居の確保等の地域生活に移行するための相談や支援を行います。

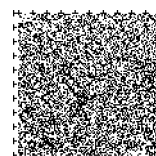
#### ○ 地域定着支援

施設や病院から地域生活に移行した人、家族との同居からひとり暮らしを始めた人等に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の対応を行います。

### ② 第3期の実績

相談支援の実績を見ると、「計画相談支援」では、事業所及び相談支援専門員が不足している現状もあり、計画値を下回る利用実績となっています。「地域移行支援」では、計画値を下回ったものの平成25年度に1名の利用がありました。「地域定着支援」については利用実績がありませんでした。

区 分	単 位	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
		実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率
計画相談支援	人/年	79	150	52.7%	133	260	51.2%	170	370	45.9%
地域移行支援	人/年	0	1	0.0%	1	2	50.0%	0	4	0.0%
地域定着支援	人/年	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	2	0.0%



### ③ 第4期の見込量

第4期における居住系サービスの見込量については、以下のとおり設定します。

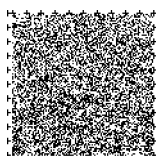
区 分	単位	第4期見込		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	人/年	322	347	372
地域移行支援	人/年	1	1	1
地域定着支援	人/年	0	0	1

※「計画相談支援」については、平成24～26年度までの実績等を踏まえるとともに、すべての障害福祉サービス等の利用者に利用計画を作成することの国の方針に基づき、見込量を設定した。

※「地域移行支援」については、平成24～26年度までの実績等を踏まえ平成27年度以降各年1人の利用があると見込んだ。「地域定着支援」については、これまで利用実績はないが、平成29年度に1人の利用があると見込んだ。

### ④ 相談支援の今後の方策

計画相談支援については、すべての障がい福祉サービス利用者に作成するため、事業者等との協議を密にし、事業への積極的な取り組み（参入）を促します。また、地域移行支援・地域定着支援については、富津市を地域として暮らすことを望みながら市外の施設にいる障がい者の存在なども考慮し、千葉県や近隣の施設等と連携するなど、サービスの適切な実施を目指します。





## (5) 障がい児通所支援

第4期障害福祉計画では、児童福祉法に基づく障がい児支援体制の整備についても、定めることとされています。障がい児通所支援については、平成24年4月の児童福祉法改正によってサービスが開始されたため、平成24年度から平成26年度までの実績値を掲載し、利用状況の推移から平成27年度以降の見込量を設定します。

### ① 障がい児通所支援の内容

#### ○ 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

#### ○ 放課後等デイサービス

授業の終了後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

#### ○ 保育所等訪問支援

保育所等の集団生活を営む施設を訪問し、同じクラスの児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

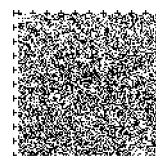
#### ○ 医療型児童発達支援

児童発達支援（日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等）と治療を行います。

### ② 第3期の実績

平成24年度から平成26年度までの実績値は、以下のとおりです。

区 分	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
児童発達支援	日/月	60	102	147
	人/月	4	8	10
放課後等デイサービス	日/月	243	240	247
	人/月	20	21	21
保育所等訪問支援	日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
医療型児童発達支援	日/月	20	0	0
	人/月	2	0	0



### ③ 第4期の見込量

第4期における障がい児通所支援の見込量については、以下のとおり設定します。

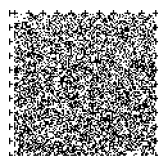
区 分	単 位	第4期の見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	日/月	165	165	176
	人/月	14	14	15
放課後等デイサービス	日/月	280	289	<b>418</b>
	人/月	36	37	38
保育所等訪問支援	日/月	1	2	2
	人/月	1	2	2
医療型児童発達支援	日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

※「児童発達支援」「放課後等デイサービス」の平成27年度数値については、平成24～26年度までの実績を基に算出。平成28、29年度数値については、将来人口の推計値と、過去の人口に占める障がい者割合の伸び率を基に、平成28～29年度における障がい者数（推計値）を算出。算出した障がい者数（推計値）に、第3期計画期間中の障がい者数（実績値）に占めるサービス利用者割合の平均値を乗じ、各サービスの1か月当たりの実利用者数（小数点第一位以下四捨五入）の見込値を求めた。実利用日数については、第3期計画期間における各サービスの利用実績から、1人当たりの平均利用日数（/月）を算出し、1か月当たりの実利用者数（見込値）に乘じて求めた値を見込量とした。

「医療型児童発達支援」は、平成25年度まで事業所があったが無くなり、近隣にも事業所が無いいため見込量を見込まない。

### ④ 障がい児通所支援の今後の方策

障がい児通所支援については、障がい児が必要な支援を受けることができるよう、教育・保育等の関係機関と連携し、療育の場の充実に努めます。



## (6) 障がい児相談支援

障がい児相談支援については、平成 24 年 4 月の児童福祉法改正によってサービスが開始されたため、平成 24 年度から平成 26 年度までの実績値を掲載し、利用状況の推移から平成 27 年度以降の見込量を設定します。

### ① 障がい児相談支援の内容

#### ○ 障がい児相談支援

障がい児通所支援を利用するすべての児童に障がい児支援利用計画を作成し、サービス等の利用状況の検証（モニタリング）や事業者等との連絡調整などを行います。

### ② 第 3 期の実績

平成 24 年度から平成 26 年度までの実績値は、以下のとおりです。

単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人/月	2	3	4

### ③ 第 4 期の見込量

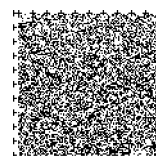
第 4 期における障がい児相談支援の見込量については、以下のとおり設定します。

単位	第 4 期見込量		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人/月	6	7	8

※平成 24～26 年度までの実績を踏まえ見込量を設定した。

### ④ 障がい児相談支援の今後の方策

障がい児相談支援については、特定障がい児相談支援事業者と連携して事業を実施していきます。



## 5 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、市や県が主体となって地域の実情や利用者のニーズ等に応じて柔軟に実施するものであり、障害者自立支援法の施行によって創設された後、障がいのある方へのよりの確な支援が行われるよう、事業内容の充実と拡大が図られてきました。

こうした事業の主旨・目的を踏まえ、本市では、必須事業である「相談支援事業」「意思疎通支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」「成年後見制度利用支援事業」の6事業に加え、任意事業として「生活ホーム事業」「知的障害者職親委託制度事業」「日中一時支援事業」「社会参加促進事業」「巡回支援専門員整備事業」の5事業を組み合わせて、障がいのある人に対する効果的な日常生活の支援に努めてきました。第4期計画では、上記に記載した事業のほか、新たに「理解促進研修・啓発事業」、「自発的活動支援事業」、「成年後見制度法人後見支援事業」、「手話奉仕員養成研修事業」の4つが、必須事業として追加されています。

本市では、第4期においても既存事業を継続的に実施するものとし、支援を必要とする障がい者が必要な事業を選択し利用できるよう、量的な充足を目指すとともに、利用しやすさに配慮した事業運営を進めます。また、新規に実施を検討すべき事業についても、各関係機関と連携し、より効果的な事業の実施方法を検討していきます。なお、今後の新たなニーズや課題に柔軟に対応できるよう、必要に応じ事業内容や実施体制についても随時検討を行い、適切な事業運営を図ります。

### 地域生活支援事業

#### 必須事業

- 相談支援事業
- 日常生活用具給付等事業
- 地域活動支援センター事業
- ★理解促進研修・啓発事業
- ★成年後見制度法人後見支援事業

#### ★新規事業

- 意思疎通支援事業
- 移動支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- ★自発的活動支援事業
- ★手話奉仕員養成研修事業

#### 任意事業

- 生活ホーム事業
- 日中一時支援事業
- 巡回支援専門員整備事業
- 知的障害者職親委託制度事業
- 社会参加促進事業

支援

千葉県

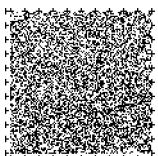
認定外の障がい者等、要件に合致したサービス利用



- 認定申請
- 認定内でのサービス利用

自立支援給付

- ・ 居宅介護（ホームヘルプ）等の介護給付
- ・ 自立訓練等の訓練等給付
- ・ （旧）更生医療等の自立支援医療
- ・ 補装具費の支給



## (1) 必須事業【既存】

### ① 相談支援事業

障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がい者や家族、介護（介助・支援）を行う人などからの相談に応じて、必要な情報提供や助言、権利擁護のための必要な援助等を実施します。

#### ○ 障がい者相談支援事業

障がい者からの相談に応じ、情報の提供、助言、障がい福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、虐待の防止と早期発見のため、関係機関との連絡調整、障がい者の権利擁護のために必要な援助を行います。

基幹相談支援センターの設置については、近隣市の動向等を勘案し、相談支援事業所等の協力を得ながら、体制整備に努めます。

#### ○ 障害者総合支援協議会

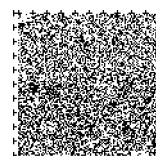
相談支援事業を効果的に実施するため、相談支援事業者、サービス事業者、雇用、教育など関連する分野の関係者を含めたネットワークを構築し、地域における障がい者等を支えるための仕組みづくりの中核的役割を果たすものとして設置しています。

### <第3期の実績>

区分	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
		実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率
基幹相談支援事業所	箇所	0	0	-	0	1	0.0%	0	1	0.0%
一般相談支援事業所	箇所	1	2	50.0%	1	2	50.0%	1	2	50.0%
特定相談支援事業所	箇所	3	10	30.0%	4	11	36.4%	4	12	33.3%
障害者総合支援協議会	箇所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%

### <第4期の見込量>

区分	単位	第4期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
基幹相談支援センター	箇所	0	0	1
一般相談支援事業所	箇所	1	1	1
特定相談支援事業所	箇所	5	5	<u>6</u>
障害者総合支援協議会	箇所	1	1	1



## ② 意思疎通支援事業

聴覚、音声・言語機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、その他の人との意思疎通を仲介する手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣等を行います。また、聴覚障がい、音声・言語機能障がい、視覚障がいのある人の外出、社会参加を支援します。

### <第3期の実績>

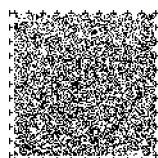
区 分	単位	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
		実績	計画 値	進捗 率	実績	計画 値	進捗 率	実績	計画 値	進捗 率
手話通訳者派遣事業	件/年	31	46	67.4%	44	54	81.5%	27	62	43.5%
	人/年	7	10	70.0%	9	11	81.8%	5	12	41.7%
要約筆記者派遣事業	件/年	0	0	-	0	0	-	0	1	0.0%
	人/年	0	0	-	0	0	-	0	1	0.0%

### <第4期の見込量>

区 分	単位	第4期見込量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者派遣事業	件/年	27	30	30
	人/年	5	7	7
要約筆記者派遣事業	件/年	0	0	1
	人/年	0	0	1

※「手話通訳者派遣事業」の平成27年度数値については、平成24～26年度までの実績を基に算出。平成28、29年度数値については、将来人口の推計値と、過去の人口に占める障がい者割合の伸び率を基に、平成28～29年度における障がい者数（推計値）を算出。算出した障がい者数（推計値）に、第3期計画期間中の障がい者数（実績値）に占めるサービス利用者割合の平均値を乗じ、各サービスにおける年間の実利用人数（小数点第一位以下四捨五入）の見込値を求めた。実利用件数については、第3期計画期間における利用実績から、1人当たりの平均利用件数（/年）を算出し、年間の実利用者数（見込値）に乗じて求めた値を見込量とした。

※「要約筆記者派遣事業」については、これまで利用実績はないが、平成29年度に1人、1件の利用があると見込んだ。



### ③ 日常生活用具給付等事業

重度の障がい者に対して、障がいの種類、程度に応じて、日常生活用具を給付・貸与するとともに、住宅改修費を助成します。

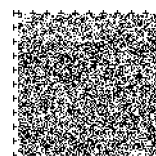
#### <第3期の実績>

区 分	単位	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
		実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率
介護・訓練支援用具	件/月	3	2	150.0%	2	2	100.0%	3	3	100.0%
自立生活支援用具	件/月	7	2	350.0%	10	2	500.0%	5	3	166.6%
在宅療養等支援用具	件/月	6	2	300.0%	7	2	350.0%	11	3	366.6%
情報・意志疎通支援用具	件/月	6	2	300.0%	8	2	400.0%	8	3	266.6%
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/月	2	1	200.0%	0	1	0.0%	1	2	50.0%
排せつ管理支援用具	件/月	89	100	89.0%	106	107	99.1%	105	114	92.1%
合計件数	件/月	113	109	103.7%	133	116	114.7%	133	128	103.9%

#### <第4期の見込量>

区 分	単 位	第4期見込量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護・訓練支援用具	件/月	2	2	2
自立生活支援用具	件/月	4	7	7
在宅療養等支援用具	件/月	5	7	7
情報・意志疎通支援用具	件/月	4	6	6
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/月	2	2	2
排せつ管理支援用具	件/月	90	101	102
合計件数	件/月	107	125	126

※平成 27 年度数値については、平成 24～26 年度までの実績を基に算出。平成 28、29 年度数値については、将来人口の推計値と、過去の人口に占める障がい者割合の伸び率を基に、平成 28～29 年度における障がい者数（推計値）を算出。算出した障がい者数（推計値）に、第 3 期計画期間中の障がい者数（実績値）に占めるサービス利用割合の平均値を乗じ、各サービスの 1 か月当たりの実利用件数（小数点第一位以下四捨五入）の見込値を求めた。



#### ④ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者について、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時における移動を支援します。

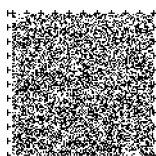
##### <第3期の実績>

単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率
時間/月	496	480	103.3%	513	607	84.5%	482	737	65.4%
人/月	38	37	102.7%	40	47	85.1%	43	56	76.8%

##### <第4期の見込量>

単位	第4期見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
時間/月	511	524	538
人/月	45	46	47

※平成27年度数値については、平成24～26年度までの実績を基に算出。平成28、29年度数値については、将来人口の推計値と、過去の人口に占める障がい者割合の伸び率を基に、平成28～29年度における障がい者数（推計値）を算出。算出した障がい者数（推計値）に、第3期計画期間中の障がい者数（実績値）に占めるサービス利用者割合の平均値を乗じ、各サービスの1か月当たりの実利用者数（小数点第一位以下四捨五入）の見込値を求めた。実利用時間については、第3期計画期間における各サービスの利用実績から、1人当たりの平均利用時間（/月）を算出し、1か月当たりの実利用者数（見込値）に乗じて求めた値を見込量とした。





## ⑤ 地域活動支援センター事業

障がい者に対する創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を実施します。現在、市内にはⅠ型事業及びⅢ型事業を実施する事業所はなく、他市に所在する事業所を利用しています。

### ○ 地域活動支援センターⅠ型事業

医療及び福祉並びに地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

### ○ 地域活動支援センターⅡ型事業

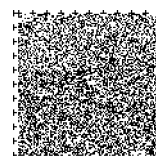
地域において雇用又は就労が困難な在宅の障がい者等に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

### ○ 地域活動支援センターⅢ型事業

地域の障がい者等のための援護対策として通所による生活訓練、作業訓練を実施します。

### <第3期の実績>

区 分	単 位	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
		実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率
市外（Ⅰ型）	人/月	8	7	114.3%	11	7	157.1%	11	8	137.5%
	箇所	0	0	-	0	0	-	0	0	-
市内（Ⅱ型）	人/月	14	15	93.3%	12	16	75.0%	14	17	82.4%
	箇所	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
市外（Ⅲ型）	人/月	10	9	111.1%	10	9	111.1%	12	10	120.0%
	箇所	0	0	-	0	0	-	0	0	-



<第4期の見込量>

区分	単位	第4期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
市外（Ⅰ型）	人/月	7	8	12
	箇所	0	0	0
市内（Ⅱ型）	人/月	14	14	14
	箇所	2	2	2
市外（Ⅲ型）	人/月	11	11	11
	箇所	0	0	0

※平成27年度数値については、平成24～26年度までの実績を基に算出。平成28、29年度数値については、将来人口の推計値と、過去の人口に占める障がい者割合の伸び率を基に、平成28～29年度における障がい者数（推計値）を算出。算出した障がい者数（推計値）に、第3期計画期間中の障がい者数（実績値）に占めるサービス利用者割合の平均値を乗じ、各サービスの1か月当たりの実利用者数（小数点第一位以下四捨五入）の見込値を求めた。また、箇所数については現状維持を見込んだ。

⑥ 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用する上で、成年後見制度の利用が必要と認められる障がい者に対し、利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図ります。

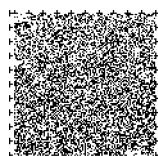
<第3期の実績>

単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率
人/年	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%

<第4期の見込量>

単位	第4期見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人/年	1	1	1

※「成年後見制度利用支援事業」については、これまで利用実績はないが、引き続き毎年1人の利用があると想定し、見込量を設定した。



## (2) 必須事業【新規】

第4期計画の策定に当たっては、法改正により、新たに「理解促進研修・啓発事業」、「自発的活動支援事業」、「成年後見制度法人後見支援事業」、「手話奉仕員養成研修事業」の4つが、必須事業として地域生活支援事業に加えられています。

### ○ 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障がいのある人への理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

### ○ 自発的活動支援事業

障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）に対して支援を行います。

### ○ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

### ○ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います。

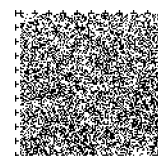
### <第3期の実績>

区分	単位	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
		実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率
手話奉仕員養成研修事業	件/年	347	234	148.3%	419	251	166.9%	243	267	91.0%

### <第4期の見込量>

区分	単位	第4期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話奉仕員養成研修事業	件/年	243	258	<b>54</b>

※「手話奉仕員養成研修事業」については、平成24～26年度までの実績を基に見込量を設定した。



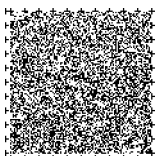
## <新規事業の実施について>

理解促進研修・啓発事業は、障害者総合支援協議会や障がい者団体などとの連携によりさらに一步踏み込んだ事業を検討し、地域住民への働きかけを強化し、引き続き共生社会の実現を目指します。

自発的活動支援事業についても同様に障害者総合支援協議会や障害者団体などと連携することにより、どのような事業が自発的に行えるか検討し、障がい者の孤立防止や社会活動の支援などに努めてまいります。

成年後見制度法人後見支援事業については、富津市社会福祉協議会に法人後見制度の導入を働きかけるなどして、その実現を目指します。

手話奉仕員養成研修事業は、平成18年度からすでに任意事業の中で実施しており、今後も引き続き手話のできる方の養成を図ります。



### (3) 任意事業

本市では実情や利用者ニーズに対応し、次のような任意事業を実施しており、今後も地域の実情やニーズに合わせて事業の実施を検討します。

#### ○ 生活ホーム事業

心身に障がいを持つ人で、自立した生活を望みながらも、さまざまな事情により困難な人に暮らしの場を提供する事業です。地域社会の中にある住宅で、数人が共同で生活し、同居あるいは近隣に居住している世話人が、日常的な生活援助を行います。

#### <第3期の実績>

単位	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率
人/月	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%

#### <第4期の見込量>

単位	第4期見込量		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人/月	1	1	1

※「生活ホーム事業」については、平成 24～26 年度までの利用実績の推移に基づき、横ばいの状況が続くと想定し、見込量を設定した。

#### ○ 知的障害者職親委託制度事業

知的障がい者を、一定期間事業経営者等の私人（職親）に預け、生活指導及び技能習得訓練を行います。

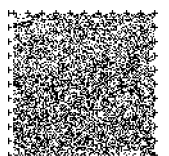
#### <第3期の実績>

単位	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率
人/月	2	3	66.7%	2	3	66.7%	2	3	66.7%

#### <第4期の見込量>

単位	第4期見込量		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人/月	2	2	3

※「知的障害者職親委託制度事業」については、平成 24～26 年度までの利用実績の推移に基づき、横ばいの状況が続くと想定し、見込量を設定した。



○ 日中一時支援事業

家族が緊急な理由等により、障がい者を介護することができない時に日中における活動の場を確保し、一時的な見守り等の支援を行います。

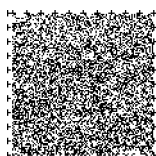
<第3期の実績>

単位	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率
回/月	249	278	89.6%	238	323	73.7%	222	369	60.2%
人/月	39	43	90.7%	32	50	64.0%	33	57	57.9%

<第4期の見込量>

単位	第4期見込量		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
回/月	233	242	249
人/月	35	36	37

※平成 27 年度数値については、平成 24～26 年度までの実績を基に算出。平成 28、29 年度数値については、将来人口の推計値と、過去の人口に占める障がい者割合の伸び率を基に、平成 28～29 年度における障がい者数（推計値）を算出。算出した障がい者数（推計値）に、第 3 期計画期間中の障がい者数（実績値）に占めるサービス利用者割合の平均値を乗じ、各サービスの 1 か月当たりの実利用者数（小数点第一位以下四捨五入）の見込値を求めた。実利用回数については、第 3 期計画期間における利用実績から、1 人当たりの平均利用回数（/月）を算出し、1 か月当たりの実利用者数（見込値）に乗じて求めた値を見込量とした。



○ 社会参加促進事業

手話奉仕員養成研修、障がい者自動車改造費助成、障がい者運転免許取得費助成等、障がい者の社会参加を促進する事業です。

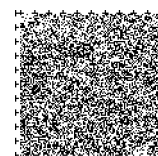
<第3期の実績>

区分	単位	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
		実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率
手話奉仕員 養成研修事業※再掲	件/年	347	234	148.3%	419	251	166.9%	243	267	91.0%
障がい者自動車 改造費助成	件/年	0	1	0.0%	1	1	100.0%	0	1	0.0%
障がい者運転免許 取得費助成	件/年	0	1	0.0%	1	1	100.0%	0	1	0.0%

<第4期の見込量>

区分	単位	第4期見込量		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話奉仕員 養成研修事業	件/年	※P63 「(2) 必須事業【新規】」内に掲載		
障がい者自動車 改造費助成	件/年	1	1	1
障がい者運転免許 取得費助成	件/年	1	1	1

※「障がい者自動車改造費助成」「障がい者運転免許取得費助成」については、平成 25 年度以外利用実績が無いものの、今後も一定の利用があると想定し、見込量を設定した。



○ 療育等支援事業（巡回支援専門員整備事業）

発達障がい児の早期発見・早期療育を行うため、市役所（週 2 日）や市内保育所（園）・幼稚園・学校等で臨床心理士、言語聴覚士又は療育アドバイザーによることばの訓練、心理診断等の療育相談、指導者への支援方法についてアドバイスをを行い、障がい児の発達を支援します。

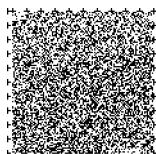
<第 3 期の実績>

単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
来所人数	33	54	47
巡回訪問箇所	14	13	17

※平成 26 年度から地域生活支援事業の任意事業となったため、実績値のみ掲載

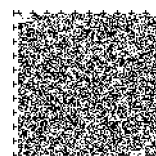
<第 4 期の見込量>

単位	第 4 期見込量		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
来所人数	60	62	<u>86</u>
巡回訪問箇所	18	19	20





## 第4章 平成29年度の数値目標（成果目標）



## 平成 29 年度の数値目標（成果目標）

障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、平成 29 年度を目標年度として、次の数値目標を設定します。

### （１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### ①第 3 期計画における数値目標の進捗状況

第 3 期計画においては、国からは平成 17 年 10 月 1 日時点の福祉施設に入所している障がい者（以下「施設入所者」といいます。）数の 3 割以上が地域生活へ移行すること、平成 26 年度末の施設入所者数を平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者から、1 割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する、との目標が示されていきました。これについて県からは、入所施設のあり方、また、障がいのある人の住まいのあり方も含めた地域移行のモデル的展開を図る 3 年間として位置付けることから、削減することの目標は示さないとされていきました。これを踏まえ設定した第 3 期における数値目標の進捗状況は、以下のとおりです。

#### <第 3 期計画における数値目標の進捗状況>

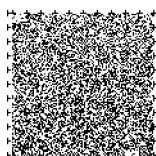
項目	数 値	備 考
第 1 期計画時点の入所者数	56 人	平成 17 年 10 月 1 日の数
地域生活移行		
【目標値】	17 人	入所者のうち、平成 26 年度末までに地域生活へ移行する者の目標数
【実績値】	11 人	

※実績値は平成 26 年 3 月現在

#### ②第 4 期計画（平成 29 年度）における数値目標

第 4 期計画の策定に当たり、国指針においては、平成 25 年度末時点における施設入所者の 12%以上が平成 29 年度末までに地域生活へ移行すること、平成 29 年度末時点における福祉施設入所者を平成 25 年度末時点から 4%以上削減することを基本として、数値目標を設定する、との目標が示されました。また、第 3 期における数値目標の未達成割合に相当する人数を、新たに設定する数値目標に加えることとされています。

これらの前提を踏まえ、本市では、平成 25 年度末時点における施設入所者のうち、平成 29 年度末までに自立訓練事業等を利用し、地域生活（グループホーム、一般住宅等）に移行する者の数値目標を、次項のとおり設定しました。



＜第4期計画における「福祉施設の入所者の地域生活への移行」数値目標＞

項目	数値	備考
平成25年度末の施設入所者数（A）	52人	
【目標値】地域生活移行者（B）	13人	平成29年度末までに地域生活へ移行する人の目標人数
新たな施設入所支援利用者（C）	10人	平成29年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み
平成29年度末の入所者数（D）	49人	平成29年度末の利用人員見込み (A - B + C)
【目標値】入所者削減見込み（E）	3人	差し引き減少見込み数（A - D）

（2）入院中の精神障害者の地域生活への移行

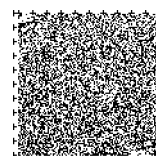
入院中の精神障がい者の地域生活への移行については、第4期計画の策定に当たり、「入院後3ヶ月時点の退院率の上昇」「入院後1年時点の退院率の上昇」「長期在院者数の減少」という3つの目標が、国指針により示されています。これらの数値目標に関しては、都道府県においてそれぞれ見込み数を算出し、市町村ごとにその数が按分されることになるため、市町村においては第4期計画の目標は「定めない」とこととされました。

なお、目標値としての設定は行いませんが、富津市においては精神障がい者の専門医療機関がないことなどから、県の「精神障害者地域移行支援事業」において、事業の周知、受入条件や実施に際しての支援体制の充実等、円滑な実施に協力するなど連携し、地域生活への移行を今後も継続して支援します。

（3）地域生活支援拠点等の整備

市町村又は各都道府県が定める「障がい福祉圏域」において、平成29年度末までに、障がい者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも1つ整備することを基本とするとの国指針を踏まえ、設定しています。

項目	数値	備考
【目標値】拠点数	1か所	圏域の各市、各団体・事業所等の関係機関と協議し、拠点を整備します。



#### (4) 福祉施設から一般就労への移行

##### ①就労移行支援事業所等を通じて、平成 29 年度中に一般就労する者の数

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 29 年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。当該数値目標の設定に当たっては、平成 24 年度の一般就労への移行者はありませんが、平成 25 年度は 1 名が一般就労へ移行しましたので、実績の 2 倍の人数が移行することとして算定しています。

項目	数 値	備 考
年間一般就労者数	1 人	平成 25 年度に福祉施設を退所し、一般就労した人数
【目標値】年間一般就労者数	2 人	平成 29 年度に福祉施設を退所し、一般就労すると見込まれる人数

##### ②就労移行支援事業の利用者数等

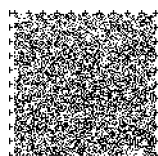
###### ア. 就労移行支援事業の利用者数

平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数が、平成 25 年度末の利用者数の 6 割以上増加することを目指します。

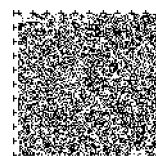
項目	数 値	備 考
就労移行支援事業利用者数	8 人	平成 25 年度末の就労移行支援事業利用者数
【目標値】就労移行支援事業利用者数	13 人	平成 29 年度末の就労移行支援事業利用者目標数

###### イ. 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

国の指針では、平成 29 年度末において、就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所を、全体の 5 割以上とすることを目指すとされています。現在市内には就労移行支援事業所はありませんが、第 4 期福祉計画期間内に 1 箇所設立されると仮定し、平成 29 年度末には 4 名の就労移行者を目標とします。



## 第5章 制度の円滑な運営のために



# 1 サービス提供の充実

---

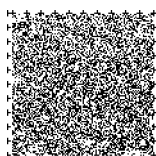
## (1) 支給決定の適正化・円滑化

障がい者の福祉サービスの必要性を的確かつ総合的に判定できるよう、①障がい者の心身の状況（障害支援区分）、②社会行動や介護者、居住等の状況、③サービスの利用意向、④訓練・就労に関する評価を十分行い、適切な支給決定に努めます。

## (2) サービス見込量に対応した提供体制の整備

各障がい福祉サービスの見込量に対応したサービス供給基盤整備を図るため、サービス事業者への的確な情報提供や指導・助言に努めるなど、事業者に対する側面的な支援を進め、県や圏域との調整・連携のもとに新規参入を促します。

また、サービス利用者の視点に立って、より質の高いサービスを選択できるよう、県と連携し、事業者に関する利用者への情報提供とともに、サービス事業者に対しては人材の質的向上と新規確保に関する側面的な支援に努めます。



## 2 総合的なサービス調整及び計画推進体制の確立

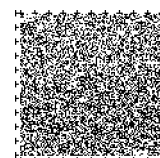
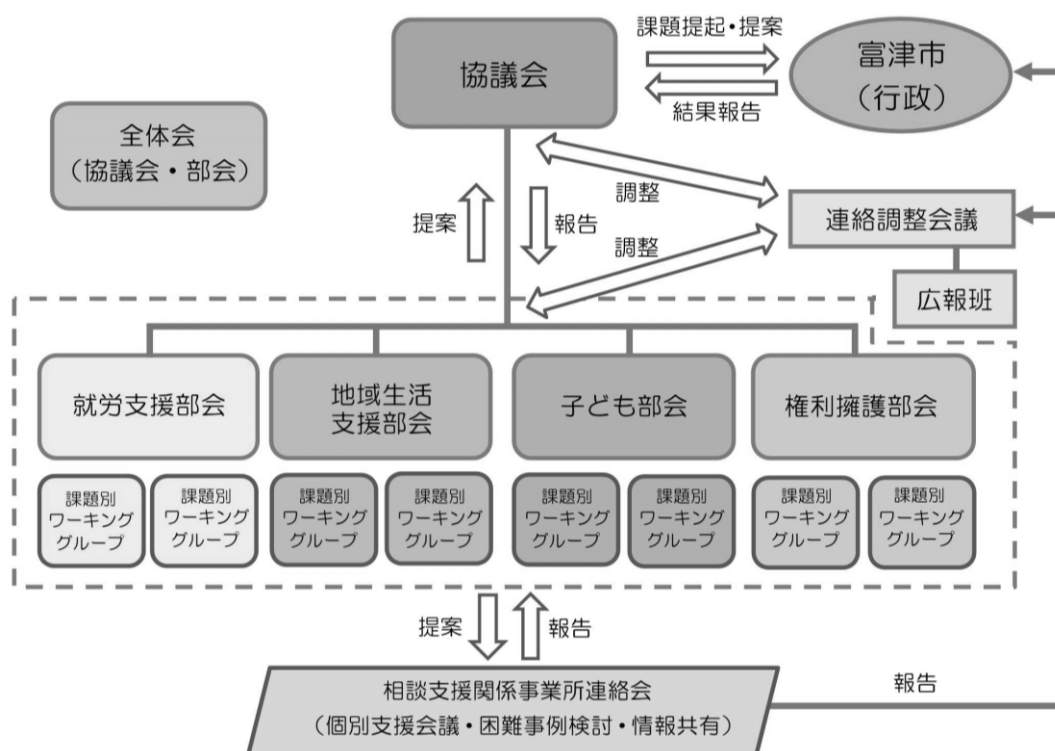
### (1) 障害者総合支援協議会の運営

本計画の的確な進行管理に努めるとともに、本市におけるサービス提供基盤整備のあり方について福祉、保健・医療、教育、就労等関連分野での協議や調整する必要が生じたり、サービス提供事業者単位では対応困難なケースに総合的に対応する必要がある場合などのための総合調整の場として「障害者総合支援協議会」について具備すべき機能や体制に関する具体的な検討を図り、これを核に地域全体で障がい者の自立生活を支援する体制を整備します。

#### ● 総合支援協議会の基本機能

情報機能	…困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と発信
調整機能	…地域の関係機関等によるネットワークの構築 困難事例への対応のあり方に関する協議・調整
開発機能	…地域の社会資源の開発・改善
育成機能	…構成員の資質向上の場としての活用
権利擁護機能	…権利擁護に関する取り組みの展開
評価機能	…中立・公平性を担保するため
計画策定機能	…障害福祉計画の策定及び進行管理

図表 富津市障害者総合支援協議会基本構成図



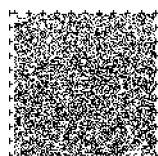
会議・部会名称		開催	協議・検討内容	構成
協議会		○年2回開催予定	○障害福祉計画の策定及び進行管理に関すること ○障がい福祉サービスの円滑な実施に関すること ○地域における相談支援体制の整備に関すること ○その他、障がい福祉サービスを円滑に実施するために必要と認められること	協議会委員・委託相談支援事業所・社会福祉課
全体会		○年1回開催予定	○各部会の活動報告 （部会の提案の実現、市への提議等の協議） ○次年度活動計画案の策定 （各部会の活動について調整と指示）	協議会委員・部会・委託相談支援事業所・社会福祉課
連絡調整会議		○月1回開催予定	○協議会全体の運営を円滑に行うための連絡調整機能 ・各部会の情報交換と連携、運営の方向性を確認 ・研修の企画、調整 ・市内社会資源状況の調査 ・会長から指示のあった事項の検討	協議会長・協議会副会長・各部長・各副部長・委託相談支援事業所・中核地域生活支援センター・社会福祉課
部会	就労支援部会	○必要に応じて開催 ○研修の実施	○就労困難者および市内企業（障がい者雇用）に対する調査・研修に関すること ○障がい者一人ひとりの適性にあった就労支援を効果的に推進するためのシステムづくりに関すること ○関係機関とのネットワーク構築に関すること ○その他、障がい者就労のために必要となる事項に関すること	障がい者支援施設・公共職業安定所・中核地域生活支援センター・障がい者就業・生活支援センター・障がい者雇用企業・商工会・関係行政機関
	地域生活支援部会	○必要に応じて開催 ○研修の実施	○法律や制度等の社会資源に特化した調査・研修に関すること ○圏域内に点在する障がい者用トイレの地図づくりに関すること ○関係機関とのネットワーク構築に関すること ○その他、地域生活支援のために必要となる事項に関すること	市社協・障がい者団体・障がい者支援施設・民生委員・特別支援学校・関係行政機関
	子ども部会	○必要に応じて開催 ○研修の実施	○障がい児を地域で育てるシステム構築のための調査・研究に関すること ○ライフステージごとの各関係機関の連携を図るための調査研究に関すること ○関係機関とのネットワーク構築に関すること ○その他、障がい児支援のために必要となる事項に関すること	障がい者（児）団体・障がい児保護者・障がい児関係支援事業所・保育所（園）・幼稚園・学校・民生委員・関係行政機関
	権利擁護部会	○必要に応じて開催 ○研修の実施	○障害者虐待防止法に関する調査・研究に関すること ○権利擁護に関する地域課題の調査と整理 ○関係機関とのネットワーク構築に関すること ○権利擁護のために必要となる事項に関すること	市社協・医療機関・法曹関係・障がい者団体・障がい者支援施設・権利擁護団体・民生委員・関係行政機関
相談支援関係事業所連絡会		○必要に応じて開催	○個別支援計画に関すること ○困難事例検討に関すること	委託相談支援事業所・相談支援関係事業所

## （２） 庁内関係部署の連携強化

本計画に基づく事業を円滑に実施するため、庁内関係部署による連携体制を確立し、施策・事業の調整に努めます。

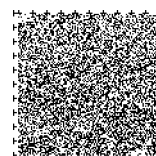
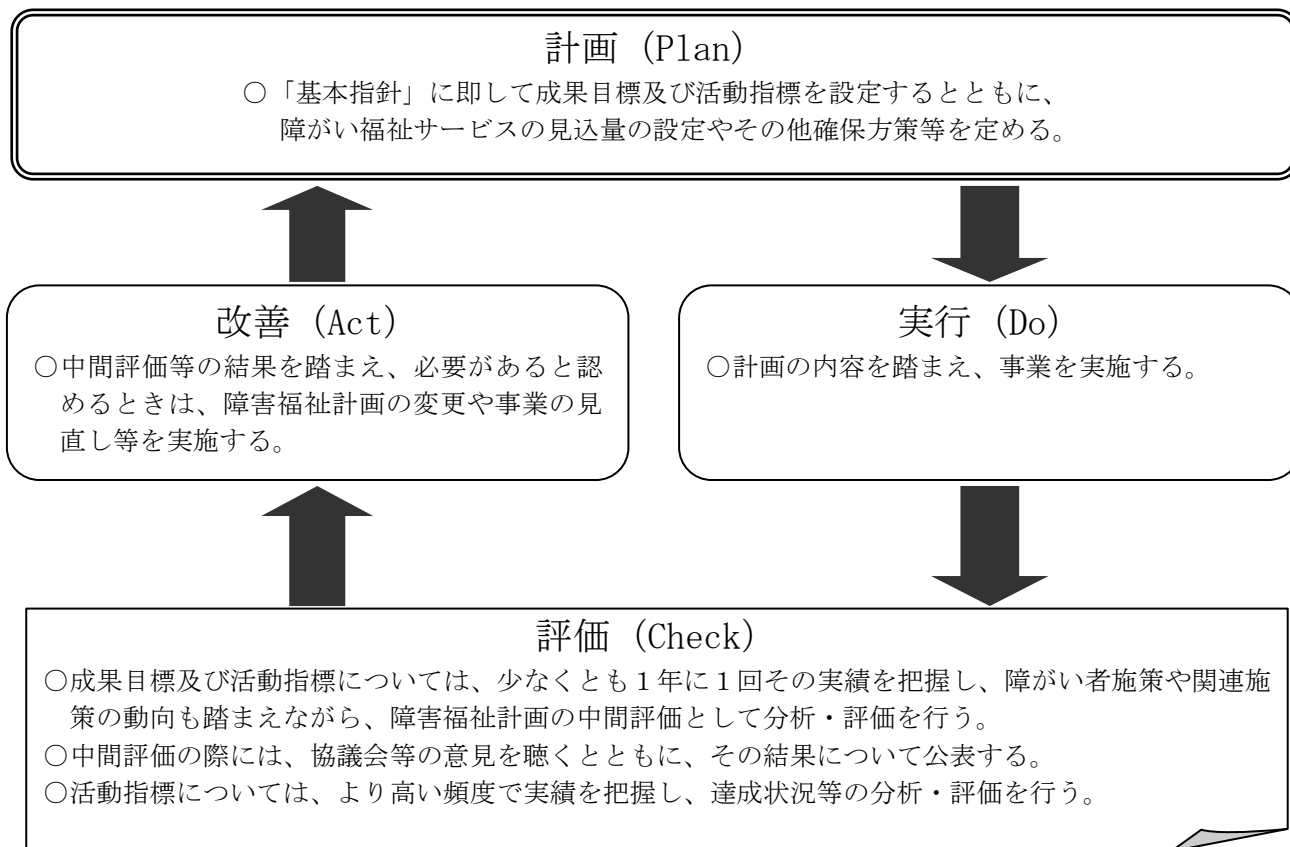
## （３） 計画の達成状況の点検及び評価

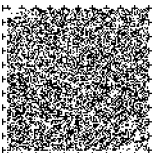
各年度において、P D C A サイクルに基づき、障がい福祉サービスの利用状況のほか、入所施設から地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行等の成果目標について庁内検討委員会と富津市障害者総合支援協議会で中間評価を行い公表します。その中間評価の結果等を受け、計画期間中でも必要と認められるときはその計画の見直しをします。



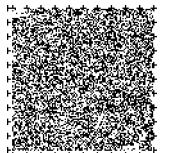


～PDCAサイクルのプロセスのイメージ～



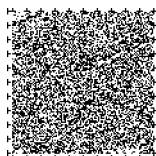


## 資料編

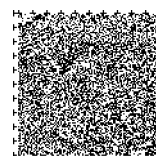


## 資料 1 計画策定の経過

年月日	実施内容																								
平成 26 年 5 月 27 日	庁議 いきいきふっつ障害者プラン第 4 期障害福祉計画について																								
平成 26 年 5 月 29 日	いきいきふっつ障害者プラン第 4 期障害福祉計画策定業務委託入札執行 落札業者 株式会社アイアールエス																								
平成 26 年 5 月 29 日	いきいきふっつ障害者プラン第 4 期障害福祉計画策定業務委託契約締結																								
平成 26 年 6 月 1 日	いきいきふっつ障害者プラン検討委員会委員委嘱																								
平成 26 年 6 月 16 日	市議会 教育福祉常任委員会 ・いきいきふっつ障害者プラン第 4 期障害福祉計画について																								
平成 26 年 6 月 20 日	市議会 全員協議会 ・いきいきふっつ障害者プラン第 4 期障害福祉計画について																								
平成 26 年 6 月 27 日	第 1 回いきいきふっつ障害者プラン検討委員会開催 ・第 4 期障害福祉計画の概要について ・アンケート調査について ・今後のスケジュールについて																								
平成 26 年 7 月 8 日	富津市障害者総合支援協議会「第 1 回障害福祉計画策定委員会」 ・第 4 期障害福祉計画の概要について ・アンケート調査について ・今後のスケジュールについて																								
平成 26 年 8 月 1 日 ～9 月 5 日	アンケート調査の実施 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>送付</th> <th>回収</th> <th>回収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障がい者</td> <td>650 人</td> <td>350 人</td> <td>53.8%</td> </tr> <tr> <td>知的障がい者</td> <td>300 人</td> <td>168 人</td> <td>56.0%</td> </tr> <tr> <td>精神障がい者等</td> <td>400 人</td> <td>185 人</td> <td>46.3%</td> </tr> <tr> <td>難 病</td> <td>150 人</td> <td>71 人</td> <td>47.3%</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,500 人</td> <td>774 人</td> <td>51.6%</td> </tr> </tbody> </table>		送付	回収	回収率	身体障がい者	650 人	350 人	53.8%	知的障がい者	300 人	168 人	56.0%	精神障がい者等	400 人	185 人	46.3%	難 病	150 人	71 人	47.3%	合 計	1,500 人	774 人	51.6%
	送付	回収	回収率																						
身体障がい者	650 人	350 人	53.8%																						
知的障がい者	300 人	168 人	56.0%																						
精神障がい者等	400 人	185 人	46.3%																						
難 病	150 人	71 人	47.3%																						
合 計	1,500 人	774 人	51.6%																						
平成 26 年 11 月 20 日	第 2 回いきいきふっつ障害福祉プラン検討委員会開催 ・アンケート調査結果報告書（案）について ・いきいきふっつ障害者プラン第 4 期障害福祉計画（素案）の検討について 富津市障害者総合支援協議会「第 2 回障害福祉計画策定委員会」 ・アンケート調査結果報告書（案）について ・いきいきふっつ障害者プラン第 4 期障害福祉計画（素案）の検討について																								



平成 26 年 12 月 10 日	庁議 ・いきいきふっつ障害者プラン第 4 期障害福祉計画（案）について
平成 26 年 12 月 11 日	市議会 教育福祉常任委員会 ・いきいきふっつ障害者プラン第 4 期障害福祉計画（案）について
平成 26 年 12 月 17 日	市議会 全員協議会 ・いきいきふっつ障害者プラン第 4 期障害福祉計画（案）について
平成 26 年 12 月 18 日 ～平成 27 年 1 月 16 日	パブリックコメント実施 ・意見 0 件
平成 27 年 2 月 2 日	第 3 回いきいきふっつ障害福祉プラン検討委員会開催 ・パブリックコメント結果について ・アンケート調査結果報告書（最終案）について ・いきいきふっつ障害者プラン第 4 期障害福祉計画（最終案）について
平成 27 年 2 月 10 日	富津市障害者総合支援協議会「第 3 回障害福祉計画策定委員会」 ・パブリックコメント結果について ・アンケート調査結果報告書（最終案）について ・いきいきふっつ障害者プラン第 4 期障害福祉計画（最終案）について
平成 27 年 2 月 25 日	庁議 ・パブリックコメント結果について ・アンケート調査結果報告書（最終案）について ・いきいきふっつ障害者プラン第 4 期障害福祉計画（最終案）について
平成 27 年 3 月 11 日	市議会 教育福祉常任委員会協議会報告 ・パブリックコメント結果について ・いきいきふっつ障害者プラン第 4 期障害福祉計画策定のためのアンケート調査結果報告書について ・いきいきふっつ障害者プラン第 4 期障害福祉計画について
平成 27 年 3 月 16 日	いきいきふっつ障害者プラン第 4 期障害福祉計画策定終了
平成 27 年 3 月末	市議会報告 ・いきいきふっつ障害者プラン第 4 期障害福祉計画策定のためのアンケート調査結果報告書について ・いきいきふっつ障害者プラン第 4 期障害福祉計画について



## 資料2 計画策定組織

### 1 富津市障害者総合支援協議会設置要綱

平成21年3月31日告示第52号

改正

平成25年3月29日告示第48号

平成26年3月14日告示第17号

平成26年6月23日告示第82号

富津市障害者総合支援協議会設置要綱

(目的)

**第1条** 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、地域における障害福祉サービスを円滑に実施するため、富津市障害者総合支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 障害福祉計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) 障害福祉サービスの円滑な実施に関すること。
- (3) 地域における相談支援体制の整備に関すること。
- (4) 前3号に規定するもののほか、障害福祉サービスを円滑に実施するため必要と認められること。

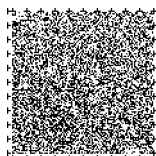
(組織)

**第3条** 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 障害福祉サービス利用者
- (3) 障害福祉サービス事業者
- (4) 民生委員
- (5) 教育機関関係者
- (6) 行政機関関係者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 前項の規定により委員に委嘱された者が、当該職でなくなったときは、委員を辞したものとみなす。



(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第5条** 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 協議会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

**第7条** 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

**第8条** 協議会に、第2条に規定する事務のうち専門的な調査、研究又は検討を行うため、部会を置くことができる。

(庶務)

**第9条** 協議会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

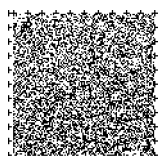
(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(いきいきふつつ障害福祉プラン策定懇談会設置要綱の廃止)

2 いきいきふつつ障害福祉プラン策定懇談会設置要綱（平成20年富津市告示第99号）は、廃止する。

附 則（平成25年3月29日告示第48号）



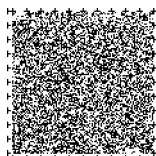
この告示は、平成25年4月1日から施行する。（後略）

**附 則**（平成26年3月14日告示第17号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年6月23日告示第82号）

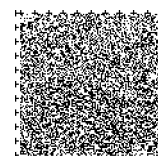
この告示は、公示の日から施行する。





## 2 富津市障害者総合支援協議会委員名簿

番号	氏名	所属	職名	備考
1	三枝 奈芳紀	医療法人社団三友会「三枝病院」	院長	
2	菊池 周一	社会医療法人社団さつき会「袖ヶ浦さつき台病院」	院長	
3	高橋 正義	富津市身体障害者福祉会	会長	
4	渡邊 明美	富津市手をつなぐ育成会	会長	
5	石井 光一	富津市あゆみの会	会長	
6	西山 信男	中核地域生活支援センター「君津ふくしネット」	センター長	
7	小川 武美	地域活動支援センター「ケアセンターさつき」	センター長	
8	渡邊 浩	社会福祉法人あすなる会「どんぐりの郷」	施設長	会長
9	長谷川 八重子	社会福祉法人アルムの森	副総施設長	
10	藤寄 義昭	社会福祉法人アルムの森「ペーターの丘」	施設長	
11	三橋 信康	社会福祉法人ミッドナイトミッションのぞみ会「望みの門新生舎」	施設長	
12	多田 浩司	社会福祉法人薄光会「豊岡光生園」	施設長	
13	小宮 順一郎	社会福祉法人薄光会「湊ひかり学園」	施設長	
14	井戸 義信	富津市民生委員児童委員協議会	会長	
15	森田 良二	君津特別支援学校	校長	
16	日暮 信義	木更津公共職業安定所	統括職業指導官	
17	一戸 貞人	君津健康福祉センター	センター長	
18	奥野 智禎	君津児童相談所	所長	
19	向後 忠男	富津警察署	署長	
20	磯部 健一	富津市社会福祉協議会	会長	副会長



### 3 いきいきふっつ障害者プラン検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 富津市障害者基本計画及びサービス基盤の計画的な整備を図るための実施計画である富津市障害者福祉計画を総合的かつ効果的に策定するため、いきいきふっつ障害者プラン検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、富津市障害者基本計画及び富津市障害福祉計画に係る調査及び検討を行い、市長に報告する。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(役員)

第4条 検討委員会の委員長は、健康福祉部長、副委員長は、健康福祉部社会福祉課長の職にある者をもって充てる。

(役員の仕事)

第5条 委員長は、検討委員会を代表し会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 検討委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 検討委員会は、委員定数の過半数以上の出席がなければ開催できない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

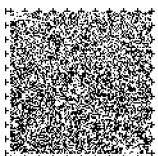
(事務局)

第7条 検討委員会の事務局は、健康福祉部社会福祉課に置く。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

この要綱は、平成26年5月12日から施行する。



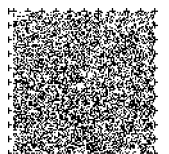
(別表第3条関係)

4 いきいきふっつ障害者プラン検討委員会委員名簿

所 属	職 名	氏 名	備 考
健康福祉部	部 長	前沢 幸雄	委 員 長
健康福祉部社会福祉課	課 長	島津 太	副 委 員 長
総務部総務課	課 長	笹生 忠弘	委 員
総務部防災課	課 長	宇山 則幸	委 員
総務部行政管理課	課 長	小柴 勝弘	委 員
企画財政部企画政策課	課 長	相澤 智巳	委 員
企画財政部財政課	課 長	重城 祐	委 員
企画財政部情報課	課 長	藤平 善樹	委 員
健康福祉部子育て支援課	課 長	白石 久雄	委 員
健康福祉部介護福祉課	課 長	大塚 幸男	委 員
健康福祉部地域包括支援センター	所 長	立石 明美	委 員
健康福祉部健康づくり課	課 長	杉崎 和之	委 員
健康福祉部国民健康保険課	課 長	渡邊 房男	委 員
経済環境部商工観光課	課 長	山口 芳郎	委 員
建設部管理課	課 長	根本 貴由佳	委 員
建設部建設課	課 長	酒井 雅彦	委 員
建設部街づくり課	課 長	能城 雅幸	委 員
消防本部総務課	課 長	中山 二郎	委 員
消防本部予防課	課 長	在原 政司	委 員
教育部教育センター	所 長	菊地 定勝	委 員
教育部生涯学習課	課 長	島田 守	委 員

事務局

氏 名	所 属 及 び 職 名
地引 幸久	健康福祉部社会福祉課課長補佐兼障害者福祉係長
平野 百合子	健康福祉部社会福祉課障害者福祉係副主査
福原 規之	健康福祉部社会福祉課障害者福祉係社会福祉主事
羽山 大利	健康福祉部社会福祉課障害者福祉係精神保健福祉士
飛沢 賢宏	健康福祉部社会福祉課障害者福祉係社会福祉主事
齋藤 麻実	健康福祉部社会福祉課障害者福祉係社会福祉主事
西野 雅則	健康福祉部社会福祉課障害者福祉係社会福祉主事
川名 彩乃	健康福祉部社会福祉課障害者福祉係社会福祉主事
榎本 大輝	健康福祉部社会福祉課障害者福祉係社会福祉主事





いきいきふっつ障害者プラン

第4期障害福祉計画

発行 平成27年3月

企画・編集 富津市役所 社会福祉課

〒293-8506 千葉県富津市下飯野 2443 番地

TEL : 0439-80-1260

FAX : 0439-80-1355

URL : <http://www.city.futtsu.lg.jp/>

